

# 令和7年度 第1回 青梅市介護保険運営委員会次第

令和7年4月10日（木）  
午後1時30分～  
青梅市役所議会棟大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 会長・副会長互選
- 5 議 題
  - (1) 協議事項
    - ア 青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の  
公募および選定について……………【資料1】
    - イ 第10期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および  
青梅市認知症施策推進計画の策定について……………【資料2】
    - ウ 青梅市地域共生社会推進審議会委員の選出について……【資料3】
  - (2) 報告事項
    - ア 令和6年度第4回青梅市介護保険運営委員会議事要旨に  
ついて……………【資料4】
    - イ 介護保険事業の実施状況について……………【資料5】
    - ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について…【資料6】
    - エ 地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について……【資料7】
    - オ 介護人材対策事業について……………【資料8】
    - カ 令和7年度の新規事業等について……………【資料9】
- 6 その他
- 7 閉会

# 青梅市介護保険運営委員会委員名簿

(令和7年4月10日現在)

氏名	条例による 選出区分	所属団体等	備考
みつぎ せいじろう 三ツ木 清次郎	被保険者 の代表	青梅市高齢者クラブ連合会の 代表	
きむら せいじ 木村 誠志	被保険者 の代表	青梅市民生児童委員合同協議 会の代表	
ほそや ひであき 細谷 秀秋	被保険者 の代表	市民から一般公募	
まつい のりこ 松井 のり子	被保険者 の代表	市民から一般公募	
こじま なおゆき 小嶋 直之	事業者 の代表	介護老人福祉施設の代表	
すずき ゆうま 鈴木 雄生	事業者 の代表	地域密着型サービス連絡会の 代表	
はら たかし 原 孝司	事業者 の代表	青梅市ケアマネジャー連絡会の 代表	
ほさか かなこ 保坂 加奈子	事業者 の代表	居宅サービス事業者の代表	
つちだ だいすけ 土田 大介	医療・保健 関係者の代表	青梅市医師会の代表	
ももせ すみお 百瀬 澄雄	医療・保健 関係者の代表	青梅市歯科医師会の代表	
たなか みつひろ 田中 三広	医療・保健 関係者の代表	青梅市薬剤師会の代表	
あらい かずお 新井 一夫	医療・保健 関係者の代表	青梅市接骨師会の代表	
たかはし ゆきひろ 高橋 幸裕	学識経験者	大学准教授	
うら ちあき 宇良 千秋	学識経験者	東京都健康長寿医療センター研究 所	

青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の  
公募および選定について

1 地域密着型サービス事業所の整備について

市では、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和8年度までに定員等の不足が見込まれるとして、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護を1ユニット、小規模多機能型居宅介護を1事業所それぞれ整備を行うことといたしました。

着実な整備とするため、候補となる事業所については、以下のとおり公募、選定を実施し、介護保険運営委員会に諮ったうえで、決定をいたします。

2 公募について

広報おうめおよび青梅市ホームページで募集します。

(1) 公募するサービス

サービスの種類	整備数	地域
小規模多機能型居宅介護	1事業所	市内全域
認知症対応型共同生活介護	1ユニット	

(2) 募集期間

令和7年4月15日（火）から4月30日（水）必着まで

3 選定について

応募する法人等は募集期間内に申請書類を市へ提出し、青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）等による審査において選定します。

(1) 1次審査

提出された申請書等の書類を採点方式により審査を行います。

(2) 2次審査

1次審査合格者は、プレゼンテーションによる説明および選定委員会からの質疑応答を行います。また、公認会計士による財務内容審査を実施します。

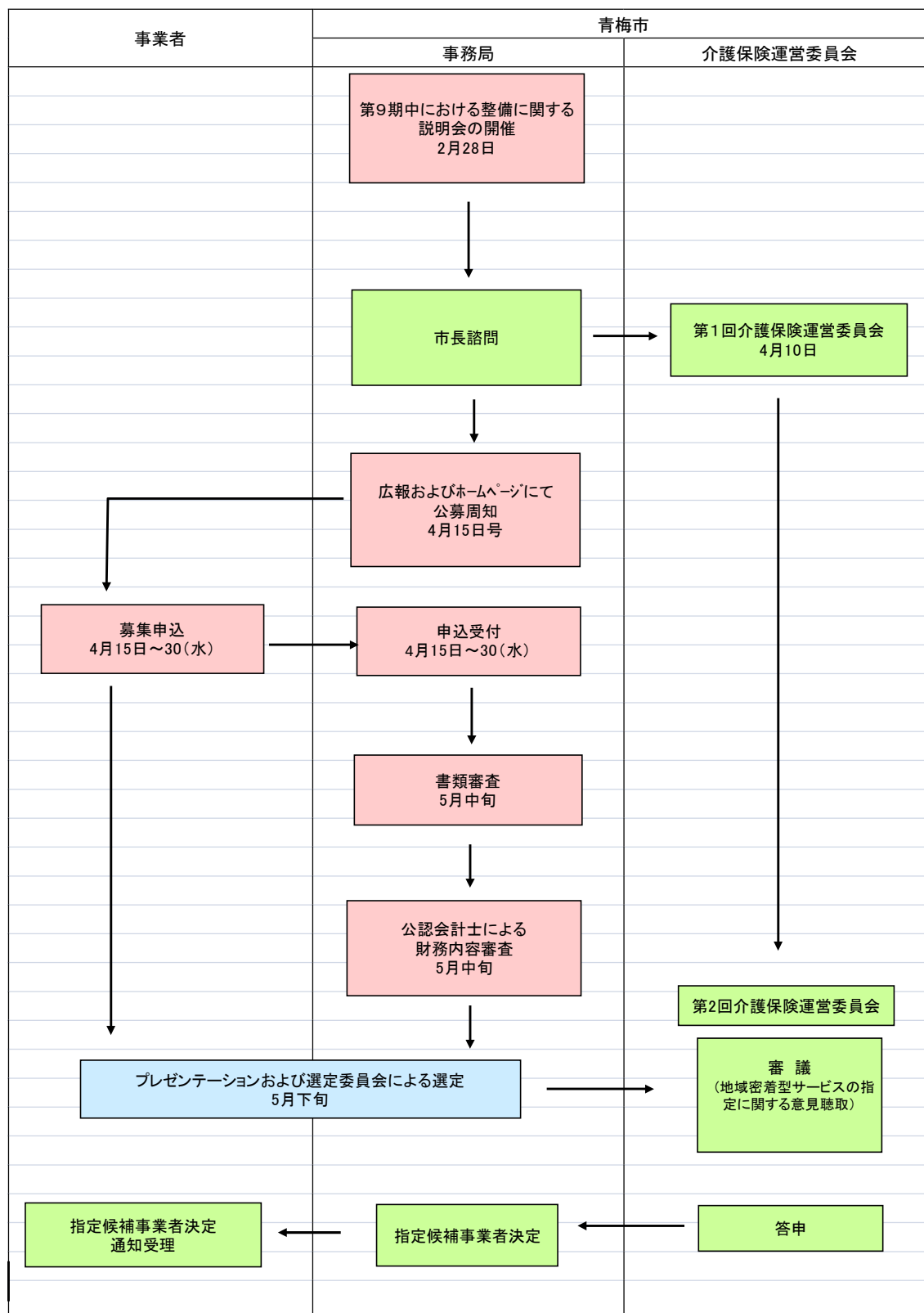
(3) 選定委員会による評価

上記審査を経て、選定委員会より総合的な評価による選定を行います。

4 指定候補事業者の決定について

選定終了後、介護保険運営委員会にて選定した事業所の審議を行っていただき指定候補事業者を決定します。

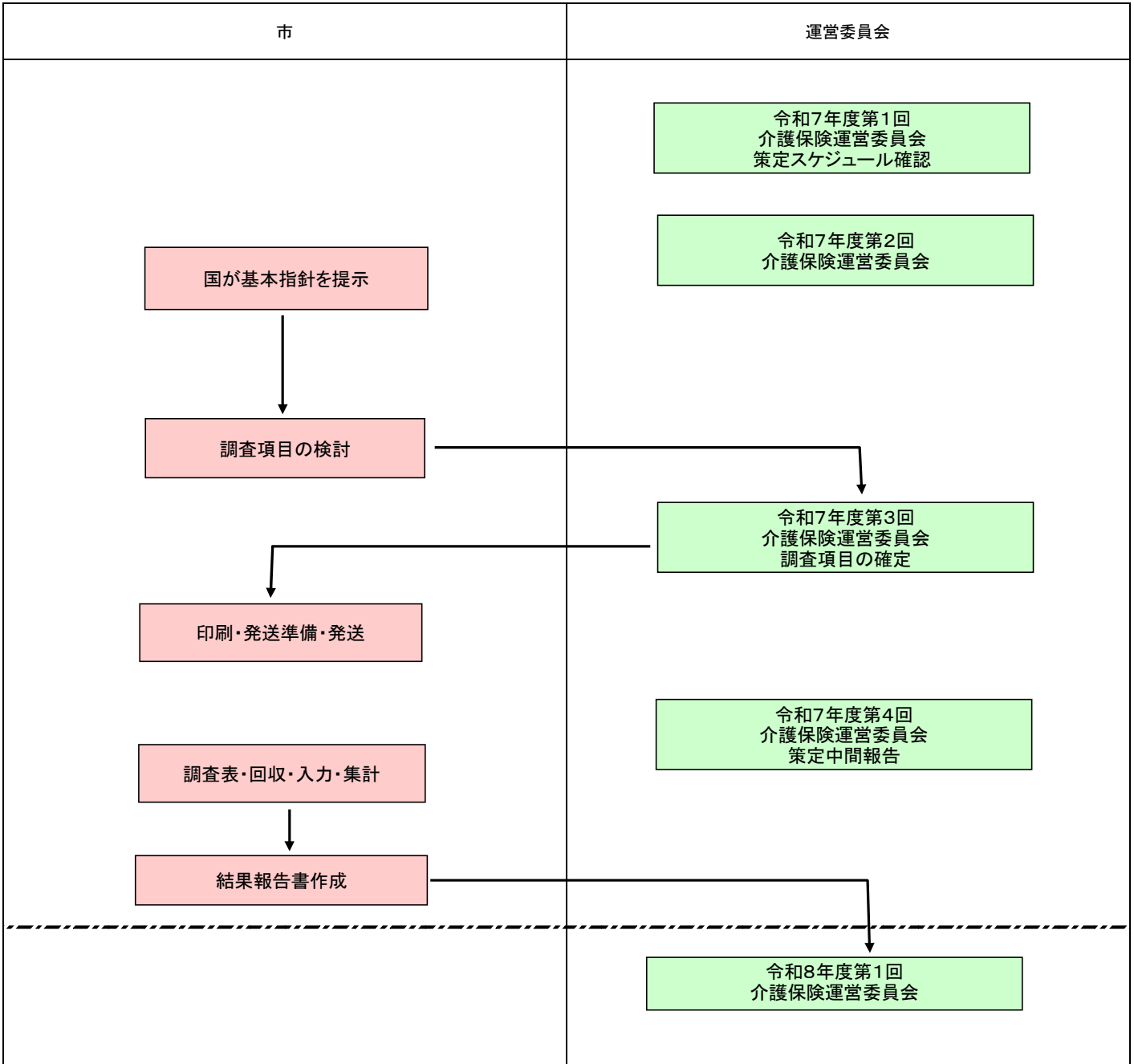
5 今後のスケジュール



※公募、選定状況により変更になる場合があります

第10期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および青梅市認知症施策推進計画の策定スケジュールについて(予定)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および認知症計画は、3か年を計画期間とし、計画3年目に見直すサイクルとなっています。令和9年から令和11年度の3年間を計画期間と定める第10期計画を策定するにあたり、令和7年度の介護保険運営委員会の開催予定を、参考までにお示しいたします。また、認知症施策推進計画についても、同様のサイクルで見直しを行います。



## 青梅市地域共生社会推進審議会委員の選出について

## 1 経緯について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および認知症施策推進計画を含む福祉関連の計画を包含した地域福祉総合計画を令和6年3月に策定しました。

青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること等を所掌する青梅市地域共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を4月に設置し、青梅市における福祉に関する計画との連携を図ることから、関係する附属機関の委員のうち各1名を審議会委員として選出することとしました。

## 2 介護保険運営委員会代表者の選出

上記の経緯から、介護保険運営委員会から代表者を1名選出して、審議会に出席いただきます。なお、審議会の第1回会議については、5月以降に開催を予定しています。

## 青梅市地域共生社会推進審議会、関係委員会における所管事項および委員構成

会議体名称	所管事項	委員構成	委員数
青梅市地域共生社会推進審議会	(1) 青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること。 (2) 次に掲げる計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定および変更に関すること。 ア 青梅市地域福祉計画 イ 青梅市重層的支援体制整備事業実施計画 ウ 青梅市再犯防止推進計画 (3) 地域福祉計画等の円滑な実施に関すること。	(1) 学識経験者 1人 (2) 次に掲げる付属機関の委員 4人 ア 青梅市成年後見制度利用促進審議会 イ <b>青梅市介護保険運営委員会</b> ウ 青梅市障害者計画等審議会…条例化 エ 青梅市こども・子育て会議…名称変更 (3) 市民 4人以内 (4) 地域団体の代表者 4人 (5) 福祉関係者 2人	15人以内
青梅市成年後見制度利用促進審議会	(1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青梅市介護保険運営委員会	(1) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の策定および変更に関すること。 (2) 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画の円滑な実施に関すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項	(1) 被保険者の代表 4人以内 (2) 事業者の代表 4人以内 (3) 保健・医療関係者 4人以内 (4) 学識経験者 2人以内	14人以内
青梅市障害者地域自立支援協議会	(1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。 (6) 社会資源の開発および改善に関すること。 (7) その他協議会において必要と認めること。	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青梅市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青梅市長が必要と認める者	20人以内
青梅市障害者計画等審議会	(1) 障害者計画等の策定および変更に関すること。 (2) 障害者計画等の円滑な実施に関すること。	(1) 学識経験者 1人 (2) 障がい者およびその家族 5人以内 (3) 保健・医療関係者 2人以内 (4) 指定障害福祉サービス事業者 2人以内 (5) 民生・児童委員 1人 (6) 学校教育関係者 1人 (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の委員 1人	13人以内
青梅市こども・子育て会議	(1) 市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定および変更に関する事項その他こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、答申すること。 (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。	(1) 学識経験者 2人 (2) こどもの保護者 2人以内 (3) 事業主を代表する者 1人 (4) 労働者を代表する者 1人 (5) こども施策に関する事業に関係する者 7人以内	13人以内

各付属機関の代表者が審議会委員となる

## 令和 6 年度 第 4 回介護保険運営委員会 議事要旨（案）

1 開催日時 令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日）13 時 30 分～15 時 00 分

2 出席委員

三ツ木清次郎、沖山哲、木村誠志、橋本満智子、小嶋直之、角田昭文、原孝司、保坂加奈子、土田大介、百瀬澄雄、田中三広、新井一夫、菅沼隆

（敬称略・順不同）

## 議 事

<開会>

事務局：皆様、本日はお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、令和 6 年度第 4 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。

事務局：次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、委員の改選により、今回から長岐委員に代わり、新たに保坂委員に就任いただくことになりました。

市長から委嘱状を交付させていただきますので、誠に恐縮ですが、私がお名前をお呼びしましたら、前に出てきていただきたいと存じます。

<委嘱状交付>

事務局：委嘱期間につきましては、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなります。よろしく願いいたします。では、ただいま委嘱をいたしました保坂委員、一言自己紹介をお願いいたします

<委員あいさつ>

事務局：ありがとうございました。

それでははじめに大勢待市長からご挨拶を申し上げます。

<市長挨拶>

事務局：なお、市長につきましてはこの後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<市長退室>

事務局：本日の委員会は 13 名中 13 名の出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 5 2 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることをご報告いたします。また本日の傍聴者ですが、8 名おられますことを併せてご報告いたします。

事務局：それでは議題に入る前に、事前に送付させていただきました本日の資料についてであります。

<配布資料の確認>



事務局 : お送りした資料に修正が入りましたので、修正後のものを、本日机上に配付させていただいております。会議次第、および、右上に資料番号がございますが、資料1、資料2、資料4がそれぞれ差し替えとなります。では、資料の確認をさせていただきます。以後、着座に進めさせていただきます。

まず最初に会議次第、裏面が名簿となっております。

資料番号1が、次第と表記が変わっておりますけれども、「令和7年度青梅市介護保険運営委員会の体制について」

資料番号2が、「青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部改正（案）について」

資料番号3が、「令和6年度第3回介護保険運営委員会会議議事要旨について」

資料番号4が、「介護保険の実施状況について」

資料番号5が、「青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について」

資料番号6が、「介護人材対策事業について」

また、参考資料1、参考資料2、それから介護のインタビュー動画のチラシを本日机上に配布をさせていただいております。

過不足等ございましたらお申し出ください。

事務局 : 発言の際は、お席にあるマイクの根元のボタンを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただき、マイクをオフにしていただきますようお願い申し上げます。

事務局 : それでは以後の議事につきましては、会長の進行でお願いいたします。

<議題>

会 長 : それでは次第に沿って進めたいと思います。

議題の(1)協議事項ア「青梅市介護保険条例の一部改正（案）について」こちらの議題ですけれども、第2回の運営委員会の協議事項において、皆様にご協議いただきまして、一部、会長一任という形で介護保険運営委員会が部会化されることに決定した事項でございます。

その後、市の関係各課において協議されていく中で、当委員会で決定した案に変更があったことから、今回事務局と相談しまして、関係条例の改正とともに、再度ご協議していただくことを了承いたしました。具体的な内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、協議事項ア「青梅市介護保険条例の一部改正（案）について」ご説明をいたします。

資料1の1枚目をご覧いただきたいと存じます。まず、これまでの経緯についてであります。令和6年3月に「第9期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」「認知症政策推進計画」を包含いたしました、「地域福祉総合計画」を策定いたしました。

このことから、仮の名称としておりましたが、青梅市社会福祉審議会に、高齢者、障がい者、こどもの各委員会を部会化していくという案を令和6年度第2回の運営委員会でご協議いただき、決定をいただきました。

しかしながらその後、市の内部において部会化について検討を進めていく中で、青梅市社会福祉審議会の構成員は、部会となる高齢者、障がい者、こどもの各委員会の委員を含めた60名を超える体制になることとなり、その体制で、会議開催の日程調整などの会議運営を行っていくことは困難であるとの結論に至りました。

このことから、令和6年度第2回の運営委員会に提出いたしました案に代えまして、本日新たな案をお示しするものであります。

2の変更案についてであります。

介護保険運営委員会は部会化にせず、現状の組織のままといたします。部会化を予定していた他の各委員会についても同様に部会化をせず、現状のままという案でございます。

一方、青梅市社会福祉審議会は、部会を持たない形で、地域共生社会推進審議会という名称で設置をいたします。福祉に関連する各計画がバラバラなものとならないように、所管事項に「青梅市地域福祉総合計画に含まれる各計画の調和に関すること」を規定するとともに各委員会から1名ずつ選出をして、地域共生社会推進審議会の委員を兼任するというところで繋がりを持って、推進していくという案であります。

3の今後についてであります。地域共生社会推進審議会の条例は令和6年度2月定例議会に上程をする予定です。青梅市共生社会推進審議会の委員を兼任していただきます委員は、令和7年度第1回介護保険運営委員会で選出する予定であります。

資料の2枚目をご覧くださいと存じます。

各委員会の所管事項を示した資料であります。左側が現状を示しております。中央は、令和6年度第2回運営委員会において提案をいたしました部会化案であります。廃案としたものであります。右側が、本日お示しをいたしました案でございます。

青梅市地域共生社会推進審議会は一番上段に、記載がありますが、資料は暫定的な文言となっております。各計画の調和を図る機能を所管することといたします。

資料3枚目をご覧くださいと存じます。

各委員会の委員構成をお示しした資料であります。

左側が現行のもの、中央が廃案となったもの、右側が本日ご説明をした案であります。各委員会から1名ずつ選出をして、地域共生社会推進審議会の委員を兼務していただくという内容になってございます。

続きまして資料4枚目をご覧くださいと存じます。

「青梅市介護保険条例の一部改正（案）について」であります。

1の改正の理由であります。令和6年3月策定の「青梅市地域福祉総合計画」に、「認知症政策推進計画」を包含して策定をし、より一層の認知症施策の推進を図るため、認知症

施策に詳しい委員をお招きしようというものであります。

2の改正内容であります。具体的には、運営委員会の所管事項に、「認知症政策推進計画」に関することを加えるとともに、委員に認知症政策に詳しい方を加え、委員構成について新たに保健医療関係者の区分を設定するものであります

3の施行期日は令和7年度からであります。

資料5枚目をご覧ください。

具体的な条例の変更箇所は、第11条第2項の(1)、(2)にそれぞれ「認知症施策推進計画」を追加するほか、文言も整理をいたします。

第11条第3項では、13名以下の委員を14名以下として、委員構成を表記の通り見直すものであります。

大変雑駁であります、説明は以上です。

会 長 : ただいまの説明につきましてご質問ご意見がありましたらお願いします。

委 員 : 今回の説明の中で、資料1の1枚目7行目から8行目に、部会化される介護・障がいなど60名を超える委員会体制の日程調整が難しいということが一番大きな根拠として書かれています。ですが、単純に、延べ人数を見たときに、今回廃案になっているものが78名で、その改正案が72名になっています。6名増えたことを根拠として書かれているような理解をしてしまったんですが、それは根拠としてはかなり弱いのかなと。

廃案になっている案が私としては非常にすっきりしていいかなと思っていたものが、元に戻るような形になっているというのはもう少し説明をいただいでよろしいでしょうか。

事務局 : ただいまの真ん中の案ですけれども、以前提案させていただきました部会化の案になります。

全ての委員会が同じ組織体になっていくという案でありますけれども、委員の報酬などの関係から、各委員会の皆さん全員がこの推進審議会の委員になるということでありました。

その委員の方全員が、一堂に会して集まるような会議を開く必要が出てくることから、困難だという結論に至ったわけでありました。

右側の表は、人数が減ってるわけではありませんが、それぞれ独立した委員会になることから、一堂に会する会議を設定する必要がありませんので、真ん中の案が廃案となるということでございます。

委 員 : もう一つよろしいでしょうか。

今に関連して、実は成年後見制度利用促進推進審議会と同じようなことを聞いたが、よくわからなかったため、重ねての質問になってしまうんですが、廃案になった地域福祉部会が独立して審議する内容として地域課題について検討していくものがあつたが、地域共生社会推進審議会に役割が移り、介護保険運営委員会は地域福祉部会とならず元のままっていくことになるわけですが、この地域共生社会推進審議会の性格として、今ある各委員会等

の上位部会のような役割を持っていると思います。そうなってくると、専門性が少し薄れてしまうのではないかという懸念が少しあったため、その辺につきまして、ご配慮いただきたいなど考えた次第です。

事務局：審議会は上位の委員会というお話が委員からありましたが、委員会としては上位ということではありません。

この審議会が所管する「地域福祉計画」というものがございます。今回の総合計画ということで、その「地域福祉計画」に加えて介護の計画、障がいの計画、その他福祉関係の計画が包含されて、「地域福祉総合計画」となりました。その中で、「地域福祉計画」というのが上部の計画というような位置づけがされてます。

要は計画自体が、福祉の関連する計画の上位の計画であり、委員会としては上位とか下位とかそういうことではございません。そういう計画の関係性から、審議会については、総合計画全体の他の福祉計画の調和に関することも審議会で行うということで、まとまりを作るというような案になってます。

委員：お聞きしたかったのは、上部か上部ではないかということではなく、各委員会の代表者が参加して調和をとりながらということだと思っただけですけども、地域課題について専門的に取り扱っていく部会という性格が弱まってしまうのではないかという懸念があるということをお聞きしたところだった。

事務局：専門的な分野については、各委員会から委員さんもいらっしゃいますのでそういうところで補完をしていくという部分もあります。それから、先ほどご説明しました、「地域福祉計画」の部分をお話しますので、専門的なところは各委員会において協議がされていくものと考えてございます。

事務局：補足をさせていただきます。元々地域共生社会推進会議は、それぞれの地域課題の専門の方等にお集まりいただいて現在開催しています。それにプラスして、今回介護保険運営委員会や、障がい者の計画策定委員会などの委員を加えて今回新しい審議会を作ろうとするものでございます。構造的にわかりづらい部分がありますけれども、「地域福祉総合計画」の他に、2ページ目の表の一番右側の一番上、青梅市地域共生社会推進審議会条例化（2）のところですね。ここの所掌事務がありますけども、ア地域福祉計画でのところで、イ青梅市重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止の計画、今まで通りの個別の計画もこの審議会に定め、ここにはそれぞれの専門分野の委員が従来から入っておりまして、次も継続する予定になってます。

この他に、全体的な福祉の計画をさらにここで見て、福祉分野の総合計画を策定するにあたりまして、それぞれの成年後見であったり、介護保険や障がい者、こういった計画のそれぞれ審議会の代表をさらに加えて、専門的な分野の計画と、全体を統合した計画を、この新しい地域共生社会推進審議会にするということになりまして、ここは人数を増員して設置をするという考えでございます。

会 長 : 他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

委 員 : 今のご質問と重なるところではあるんですけども、昨年度の地域福祉総合計画を策定する際に、多職種連携とか重層的支援とかですね、そういうことが理念となって、人口減少社会に入っていくという中で、地域の様々な資源を効果的に使っていくということが必要であるということで、その一環として、当初案のようなものを作ろうということになったのだと思います。それがどちらかというところですね現行制度に戻るような形になってしまっていて、個々の委員会の独立性が従来と同じように強いままになってしまっているのではないかなという心配がございます。

地域共生社会推進審議会が全体を調整するんだとすれば、上位の審議会となるというような形の方が、本来望ましいのかなという感じはするんですね。

ですから、やはり今後、地域共生社会を作っていく上では全体調整機能を、今後強めていくということが、当初狙いとしてあったと思うんですけども、その点が、今回の新しい修正案で担保されてるのかどうかという点についてもう少し説明をいただきたいと思います。

事務局 : ご指摘の通り、当初はそういった理念のもと、案を作ったわけですけども、先ほどお話ししたように、少し困難な課題が出てきてそれぞれ独立した委員会ではなくなったわけです。元々当初の案になるという趣旨を踏まえまして、新しい審議会については、「調和」という形の表現ですけども、それぞれの計画の策定の内容、それからその実施にあたってバラバラにならないようにその調和をとるところが所管事項に入っているということ。それから各委員さんが、その審議会の方に入って、一緒に議論をしていくという共通の考え方の中で、総合計画の各計画が図られていくというような仕組みになっておりますので、そこで繋がってやっていけるような仕組みとしております。

委 員 : この修正案のどこのポイントで、その点が担保されてるのかどうかということを教えてくださいいただけますか。

事務局 : 今委員からおっしゃる担保というところなんですけども、まず地域共生社会推進審議会が、福祉全体の基本理念について定めます。まずは福祉それぞれの計画全体の基本理念を地域共生社会推進審議会で作っていくということがまず第一にあります。

その基本理念をもって、各個別の政策、この介護保険運営委員会もそうですけども、障がい児の計画であったり、成年後見であったり、こういった計画も基本的福祉の理念は全体的に統一していこうというのがまずスタートです。

今まではそれぞれの計画でバラバラな理念を作って、それぞれが独立して作っていたんですけども、青梅市の福祉はどうあるべきかという理念の統一から入るのが第一になります。

その後に各個別の基本方針、施策等を作っていくわけですけども、それをその都度、ある程度の段階では当然合体しながら、青梅市の福祉として内容が全体的に統一がとれているか、考え方に齟齬がないかというのを、それぞれの代表者を交えたこの審議会へ持って行く

て、そこに齟齬があれば、指摘をして、各委員会にまた再審議してもらうのか、説明で了承できれば、そこで作っていくことになるかと。

そういった形で全体をまとめ上げるような形で、今回の改正は考えたところです。市としても最初はこの当初の案をお示しして、皆さんにご協議いただいたところでございますが、先ほどお話したように、60人、70人規模になっていきますと、例えば他市の事例でも川崎市などは70人規模であるとお聞きしてはいますけれども、川崎市規模でも70人を運営するのはかなり困難を伴うということも伺っていますので、青梅市の13万人規模団体でこれを運営するのは、いろいろ日程調整だけではなくて審議の内容としても難しいというところがありまして、今の形を活かしつつ、それぞれバラバラにならないように進めるために考えた案が今回提出させていただいた案ということで策定したものでございます。

委員：おそらくなんですけれども、やはり地域共生社会推進審議会が、実際には全体の地域の福祉計画を調整策定する総合的な調整機能を担う機関となるということになると、それと他の当運営委員会も含めての関係というのは、条例上明確にしておかないといけないのかなというふうに思われます。現行の運営委員会の規定というのはいじらないというように思われるんですけれども、そうすると地域共生社会推進審議会等々、と運営委員会との関係が規定上どのようになるのかというところがわかりづらいなと思われます。

事務局：所管事項の部分について、各部会になる予定であった各委員会の条例についてはいじらないんですけれども、新しくつくる審議会において、各計画と調和を図るということと、共通的な理念などについて所管するというところで、そちらにそういう機能を持つということで、条例に記載していくということであります。

会長：他にご意見等ございますでしょうか。

<質問等なし>

会長：特にないようでしたら採決の方に移ります。

青梅市介護保険条例の一部改正案について、原案通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

<賛成多数>

会長：賛成多数と認めまして、原案通り決定いたしました。

会長：次の協議事項に移ります。

青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局：青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部改正(案)についてご説明いたします。

資料番号2の1枚目をご覧ください。

まず、1の改正の理由であります。介護人材の確保が困難となっている現状を踏まえまして、地域包括支援センターの職員の配置要件について柔軟な職員配置を可能とすること

を目的としました、介護保険法施行規則および指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令、こちらの施行に伴いまして、地域包括支援センターの職員配置について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に2の改正の内容といたしまして、地域包括支援センターに配置すべき3つの職種、こちら保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、こちらの3職種のことを指しますが、この3職種の常勤の職員の配置基準について2点の改正を行うものであります。

まず1点目ですが、2の(1)アをご覧ください。

地域包括支援センターの3職種の常勤の職員の員数について、介護保険運営委員会が必要であると認めるときは当該地域包括支援センターの勤務延べ時間数を、常勤の職員が勤務すべき時間数で除すことにより、当該地域包括支援センターの職員数を常勤の職員の員数に換算する方法によることができるという規定を加えるものです。

この改正によりまして、従来は必ず常勤の職員を配置しなければならなかったところが、非常勤の職員であっても勤務時間数の合計が常勤職員の勤務すべき時間数に達していれば、職員の配置数を満たしているものとするのが可能となります。

続きまして2点目ですが、2の(1)イをご覧ください。

介護保険運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として常勤の職員を配置することにより、その基準を満たすものとするのができるという規定を追加するものです。

現在地域包括支援センターに配置すべき3職種の職員の委員数は当該区域内の第1号被保険者数の数についておおむね3000人以上6000人未満ごとに定めておりますが、その配置基準について複数の圏域を一つの圏域とみなして配置することができるようになります。

最後に、3の施行期日ですが、こちらは2月定例議会の議決を経た後の公布となります。

2枚目、3枚目の資料につきましては、今ご説明させていただきました、条例の新旧対照表となりますので、お目通しいただければと存じます。

青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部改正(案)について説明は以上となります。

会 長 : ではただいまの説明につきましてご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

委 員 : 1枚目の非常勤の人数をカウントできる勤務時間が常勤と一緒にならということなんですが、この常勤と非常勤の違いで各事業所、地域包括支援センターを運営なさっているところで常勤と非常勤の報酬の格差もあるかと思うんですけども、そういうことは抜きにして、人数として満たしていればいいという、非常勤の方の考え方になるのか。

また、2のイのところ今、この資料をいただいて目を通したときに、わかりにくく、理解がなできないところがあったので、もう少しかみ砕いて教えていただきたいと存じます。

事務局 : ご質問いただきました1点目ですが、常勤と非常勤の違いということで、報酬の格差等は関係なく、例えば、常勤の職員が1日8時間勤務しなければならないということになっていた場合、非常勤の職員が2人で4時間ずつ勤務するという条件を満たすということになります。

2点目なんですけど、地域包括支援センターに配置が求められる3職種の配置の員数は、先ほど申し上げました通り、第1号被保険者数に応じて定められることとなっております、3職種は保健師と社会福祉士等と主任介護支援専門員になりますが、こちら例えば二つの地域包括支援センターがあった場合に、一つの包括支援センターで3職種を1名ずつで区域内で合計6名配置する必要があるとすると、この改正後におきましては、この二つの地域包括支援センターの区域をまとめて考えることができ、一方の包括支援センターでは、人員確保が困難で、3職種の専門職のうち2名しか配置できない場合でも、もう一方の地域包括支援センターで残りの4名の配置ができれば3職種の配置基準を満たすものとして扱うことができるような改正になります。

委員 : ありがとうございます。わかりました。

会長 : 他にご意見等ありますか。

委員 : これ厚労省の省令改正に対応するという事だと思われるんですけども、それに対応して条例を改正することは理解はできるんですけども、実際にこの市において、この規定改正に基づいた配置基準がどの程度が実施されるのかどうか、その見込みはあるのかどうか、単なる条例改正の形式的な改正なのか、実際に当市の包括支援センターの運営に何らかの具体的な影響が出るのかどうかという点について、教えてください。

事務局 : まず1点目にご説明させていただきました、常勤の職員を非常勤の職員でも、常勤換算法により対応できるという方につきましては、青梅市の方で介護人材の不足ということで、こちらの対応が必要ということであれば、介護保険運営委員会に図らせていただいて、対応をしていければと考えております。

2点目につきましては、現在、青梅市においては、市内三つの圏域がありますがそれぞれ異なる法人が運営をしておりまして、そのため複数の区域を一つにまとめた場合、専門職の配置について、実情では困難であるかなというところで考えております。

会長 : 委員お願いします。

委員 : 青梅市役所の中の包括支援の担当なさってる方の中には保健師さんの資格を持っていらっしゃる方もいたりすると思うんですけども、その方達の活用ということは考えられてないのでしょうか。

事務局 : 高齢者支援課包括支援係に配属しております専門職の方は、包括支援センターの所管課としての業務としまして、包括支援センター事業の取りまとめとしての全体の方針や計画や、地域ケア会議の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けたところが業務となりますので、目指すところは一緒ですが包括支援センターの業務とは、また別の役割という形



で対応しております。

委員：一部現場の方ではかなり忙しく、疲弊してる方たちもいらっしやって、その中で、やはり市の方で資格を持ってる方たちにもう少し寄り添っていただくというか、支援ができると  
ころがあればしてあげていただけたらな、というのが実感でございます。

会長：他にご意見ご質問ございますでしょうか。

<質問等なし>

会長：特に意見がないようでしたら採決の方に移ります。

ただいまの青梅市地域包括支援センターの運営および職員に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、原案通り、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成多数>

会長：賛成多数と認めまして、原案通り決定いたしました。

それでは次の議題の方に移ります。

（２）報告事項です。令和６年度第３回青梅市介護保険運営委員会議事の要旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局：では、資料３をご覧ください。

令和６年度第３回の議事要旨につきましては、１２月２日に原案をお送りいたしました  
確認および修正期日を１２月１３日に設けましたが、修正は特にありませんでした本日  
改めまして修正等がございましたらご意見いただければと思います。説明は以上です

会長：ただいまの説明につきましてご質問ご意見ご意見ございましたらお願いします。

<質問等無し>

会長：それでは次の報告事項に移ります。

介護保険事業実施状況について、「第９期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」  
における地域密着型サービスの公募について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは資料４をご覧ください。

介護保険実施状況のうち、１の要介護認定についてご説明いたします。資料４の１ページ  
目、（１）要介護度別認定者数の推移です。

表の下部の認定率ですが、令和６年１０月３１日現在で、実績値は１７．０％です。前年  
同月は１６．５％でしたので、比較して０．５ポイントの増となっております。

（２）申請件数等の月別集計です。

申請件数や認定調査数は表の通りですけれども、吹き出しにございますように、認定結果  
通知の平均日数ですが、引き続きになりますが、認定調査員の不足から調査に遅れが生じて  
いるなどの理由から、３０日を上回っている状況が続いております。

２ページ目（４）第１号被保険者における認定率です。国と都と比較できるデータは令和  
６年８月時点ですので、令和６年８月時点での比較となります。青梅市の認定率は１６．  
４％で、全国および東京都平均をそれぞれ３．２ポイント４．５ポイント下回っております。

3 ページ（5）認定者構成です。

こちらにも前回までと同じような説明となりますが、青梅市は、国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況が続いております。市の要介護認定については以上となっております。

事務局：それでは、収納課から2介護保険料について説明をいたします。資料の4ページをご覧ください。

初めに（1）令和6年度介護保険料の賦課収納状況ですが、こちらは10月末日現在の収納状況となっております。表の一番右の列の収入済額の内、下から2行目の、令和6年度の合計を見ていただきますと、収納額は12億9426万9000円となっております。前年度の同時期と比較しまして、4292万3000円増加しております。

次にその下の延滞金の収入状況ですが、一番右の列の収入済額は7万8000円となっております。前年度より5万5000円増加しております。

最後に（2）督促状の発送状況ですが、10月末日現在、2970件となっております。前年度より41件減少しております。以上で介護保険料の説明を終わらせていただきます。

事務局：では続いて5ページをご覧ください。

こちらは介護サービスを利用されている受給者の推移になります。

全体といたしましては、下のグラフからもわかるように、認定者数の増に伴い、増傾向となっております。

サービス全体では前年比、月平均でいきますと約100名程度増えている状況です。サービス別で見ますと、前回引き続きのご説明になってしまいますけれども、特に居宅サービス、および施設サービスがそれぞれ増となっている状況です。

続いて6ページをご覧ください。

こちらは介護サービスの給付費の推移をまとめた表になります。

全体では前年比で先ほどご報告しました受給者数の増、こちらに伴ってサービス量が増えたことや、介護報酬の改定を含めた影響などもあり、給付費がこのように増えていると思われま。

なお、給付費に関連してですが、本日配付いたしました、参考資料1をご覧ください。こちらは第9期計画の抜粋となります。

太枠になっている部分ですが、従来、介護サービスを利用されている方へ、サービスの内容などを記載しました介護給付費通知、こちらハガキサイズのものになりますけれども、こちらを年に1回送付をしておりました。こちらは、給付の適正化を目的として国が主要事業の一つとして定めておりましたが、令和6年度以降においては、効果が見えづらいことから主要事業から外れることとなりました。

青梅市といたしましても同様の理由から、第9期計画期間中において記載のあります通り、実施の方向性を見直すこととしておりましたが、こちらの国による事業の見直しに伴いまして、令和6年度以降は実施をしないことといたしましたので、あわせてご報告をさせて

いただきます。

続いて資料4に再度お戻りいただきまして、7ページをご覧ください。

こちらは市に連絡がありました苦情相談をまとめたものになります。

なお、件数といたしましては前年同月と比べると若干の減となっております。7月につきましてはシルバーパスの申請に関するご意見が多かったこともあり、他の月に比べて多くなっております。

続いて8ページをご覧ください。

こちらは市へ報告のあった事故発生時の報告状況になります。事故の分類につきましては記載の通り、1号から4号まで分類されており、実績といたしましては、前年同月比で見ますと、若干増傾向となっております。内訳といたしましては、1号に分類される骨折等による事故が多くを占めております。

続いて9ページになります。

こちらは10月末時点で市が把握している市内介護サービス事業所の一覧となっております。若干の増減はございますが、後ほどお目通しいただければと思います。

続いて地域密着型サービスの利用状況になります。

10ページ、11ページをご覧ください。

こちらは、認知症対応型デイサービス、地域密着型デイサービスの利用状況になります。それぞれ前年同月比で見ると、特に大きな変化というのはございません。

続いて12ページ。

こちらは認知症対応型グループホームの実績になります。

こちらにつきましては全体定員90名に対し82名と前回に比べて若干減という形になっております。

続いて13、14ページ、多機能型サービスおよび定期巡回サービスの実績になります。一部の事業所においては利用登録者数が増傾向となっております。

実績については以上になりますが、続いて、「第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における地域密着型サービスの公募についてご説明いたします。

資料はありませんが、簡単にご説明いたします。

昨年の皆様にご協議いただきました第9期計画の内容に沿って、令和8年度までに事業所の整備を予定しております。

具体的には、認知症対応型グループホームを1事業所、小規模多機能型居宅介護1事業所、それぞれ公募選定等を行う予定です。

現時点でまだ議会において次年度予算の審議がされていないため、日程が確定しておりません。例年の傾向でいきますと、4月ごろの公募を想定しております。確定次第、広報またはホームページ等においてお知らせをいたします。

なお、公募に先立ちまして、法人を対象とした説明会を開催する予定です。こちらにおき

ましても、詳細な時期等につきましては、確定次第、広報、またホームページ等でお知らせをいたします。

介護保険事業の実施状況についての説明は以上です。

会 長 : それではただいまの説明につきましてご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

委 員 : 調査員の人材不足についてお聞きしたいんですが、10月31日現在人材不足で調査が日数がかかっているということですので、今現在の状況をまずお知らせいただきたいのと、その人材不足に対して何らかの対策改善策などあるかお考えでしょうか。

事務局 : 認定調査の遅れにつきましては、本年度につきまして調査員に割り振るのが人数が少ないということで、遅れ遅れになっておりました。実際に長いときで2週間以上お待ちいただくような状況も発生しておりました。

それに対して8月から市の調査員2名増やしまして、10月から委託先も1ヶ所はしているところでございます。だいが調査の依頼の遅れは改善はしてきているところですが、年末年始のお休みもあった関係で、今現在、大体1週間ぐらいはかかっている状況でございます。

こちらにつきましては、市の調査員をまた2月から2名増員させていただくこととなりました。

また新規研修や研修期間等もありますので、すぐに効果が出づらいかもしれませんけれども、引き続き調査員の確保と、それから委託先についても今後状況を見ながら、こちらについては引き続き検討させていただきたいと思っております。

会 長 : 他にご意見等ございますでしょうか。

委 員 : 全国的な報道によりますと、介護事業者の廃業等が発生をしていると言われてます。当市の場合は特に訪問介護ですけれども、事業所数は変わっていないと思うのですが、介護報酬の改定の影響っていうのは出ていないのかどうかという点について、ご存知のことがあったら教えていただきたいと思っております。

前回のこの会議でも私に似たような質問させていただいたんですけども、どうなるのかわかったら教えてください。

事務局 : 訪問介護につきましては、都指定になりますので状況というのは、当市では細かくは把握していませんが、廃業というような話は今のところ伺ってません。

次に報酬ですが、特に市で特別に加算をする等のことはしていませんので、あくまでも国の基準に沿って行っているところです。訪問介護の報酬につきましては減額という形でマイナスの改定がありましたけれども、市の方で何かそれについてプラスで加えるということはありません。

委 員 : 当市ではまだ直接的な影響は見られまだ見られてなく、情報は来てないということですね。わかりました。

会 長 : 他にご意見等ございますでしょうか。

<質問等なし>

会 長 :それでは次の報告事項報告事項、ウ青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について、事務局からお願いいたします。

事務局 :資料5をご覧ください。8月から10月の地域包括支援センターの運営状況についてご説明をさせていただきます。

まず、(1) 青梅市地域包括支援センター連絡会につきましては、毎月1回、市内地域包括支援センター合同の連絡会を開催しており、内容はご覧の通りです。

(2) 地域ケア会議につきましては、奇数月に1回ずつ実施をしております、記載の3事例検討ですけれども、各包括1事例ずつこの記載のような内容になっております。

(3)、(4)、(5)につきましては、地域包括支援センター事業別の相談件数、相談対応件数になっておりますので、お目通しをお願いいたします。

5のイ勉強会等につきましては、ケアプラン勉強会を7つの各グループが毎月、事例をもとにケアマネジメントの過程の勉強を行っているのが、表の一番下のケアプラン勉強会です。その他、ケアマネージャー意見交換会、ケアマネージャー勉強会を設置し、市内のケアマネージャー対象に行っております。

(6)につきましては、介護予防支援委託に係る居宅介護支援事業所についての委託事業所数、委託件数、契約事業所数を記載しています。

次のページをご覧ください。

介護予防ケアマネジメント介護予防支援件数につきましては記載の通りのプラン件数となっております。

(7)は、任意事業となっております。認知症サポーター養成研修事業、介護サービス相談員派遣等事業について記載の通り実施をしております。

(8)、その他ア介護予防教室につきましては、地域に出向きまして、介護予防フレイル予防のための教室を実施しています。

広報掲載記事につきましては、この期間内に掲載しました内容を記載しております。

以上で報告を終わります。

会 長 :ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。

委 員 :地域包括支援センターは支所が少し前にできたと思うんですけども、そこの利用者の数、活用の状況等の利用状況の報告がなかったんですけども、少し切り出して報告をしていただけるとありがたい。

事務局 :4月からすえひろ地区の野上町の方に野上支所というものができました。毎月、相談件数等の数を出しているんですけど、今日はその数を持ってきていませんので、今日ここでお伝えすることは申し訳ありませんができません。

ただ運営の状況といたしましては、支所ができましたことで、身近な相談窓口ということで、市民の皆さんに足を運んでいただく機会が増えたというふうに感じております。

場所も河辺駅からそんなに遠くない場所にございまして、駐車場の方も用意してありますので、前年度に比べまして、足を運んでいただいて、来所の相談件数が増えているという実績がございます。

それ以外に関しましては、身近な相談窓口ですので、近くにあるということで、職員が足を運んで、おうちに行くという機会が増えているのかなというふうに思っております。

委員：すえひろさんは分かったんですけども、うめぞのさんも何かいただけたら。

事務局：うめぞのもすえひろの支所と同じような状況で、数字の方は本日お答えすることはできないんですが、来所の相談がやはり増えているという状況です。河辺駅から本当に近いので、建物とすると6階にあるんですが、皆さん1日に1件、または1日に同じ時間帯に、来所の相談があったりということで、相談室を2分割するような状況で来所の相談は増えている状況です。

委員：場所的には非常に良いところにロケーションがあるんで、ぜひもっとPRをして、いくのはもちろんなんですけど、来ていただくこともぜひ考えて増やしていただければと思います。よろしくお願いします。

会長：他にご意見等ございますでしょうか。

委員：現在、委託事業者が3つあるかと思うんですけども、この地域によって3つ違う事業所が行っていることによる弊害というのはないんでしょうか。

事務局：3つそれぞれ別の法人ということで、弊害を防ぐためにも、毎月の地域包括支援センターの連絡会には、必ず3職種プラス他の職種も1人ずつ出席をするような形、それから所長会議なども毎月行っており、横の情報共有、連携をより意識して行っているところですので、情報の共有には努めているという状況であります。

委員：12月でしたっけね、包括支援センターのすみえさんの方で、青梅第四小学校の教室の一つをお借りして高齢者向けの相談会とかコミュニケーションを取るような会を施されて、出席いたしました。とってもいい会なんですけど、青梅第四小学校というのは大変高齢者が行くには遠い場所なんです。逆を言うとすえひろさんの方が河辺駅に近いところにあり、私達としてもそっちの方が利用としてはありがたい。

ただ、どうしても事業者さんが違ったり、地域で区切られてしまっていると、なかなか難しいところがあるので、そのあたりのところも、今後の課題として何か対策をしていただけたらいいなと思っております。

もう一点なんですけど、介護予防の活動を地域で立ち上げたときにですね、場所問題っていうのが未だにありまして、市民センターの方をお借りすることは、午前午後問わず、予約等をしながらやるんですが、どうしても利用者からすると決まった曜日、例えば第1月曜日だったらそこに決めてやってくると出席をしやすいという声があります。

ただ現状問題として、決まったところを取るっていうことができない状況にあります。色々なところが市民センターを使うので、競合するということもありますので、何かフレ

イル予防を推進してくださっている行政の方から、月に1回であれば、センターの中の利用者で話し合っ取れる等の対策をしていただけると、開催する側として助かるというのと、今、福祉センターが建て替えるというお話があったりするところからなんですけど、場所によっては今、市民センターが2階しか使えないっていうところが結構あるんですね。

そうすると、うちの近所の介護予防に出ていただきたい人の中で、杖をついてらっしゃる方大変多くてですね、来ていただきたい人に来ていただけないという現状が今あります。新しい福祉センターが立つのであれば、その1階を地域に開放するですとか、何か場所の確保といったところに、もう少しお力を貸していただけるとありがたいなと思っております。

事務局：日頃から、介護予防、フレイル予防に市民の皆様が積極的に取り組んでいただき大変感謝しているところでございます。

市民センターの件、他の団体等もやはりいろいろな活動がございまして、なかなか取りにくいというのも以前からお話を聞くところではございます。

ただその中で各福祉施設の事業所さんですとか、そういったところでも生活支援体制整備事業の方でフレイル予防についてご協力をいただいているところでありまして、そういった福祉施設をお借りできないかですとか、後は民間のところでも会場費の助成を出させていただくように要綱を変えさせていただいたりなどして工夫をしているところではございます。

ただ本当に場所問題や、杖をついた方がより利用していただけるように、今後も各地域包括支援センターとも相談をしながら考えていきたいところではございます。

会長：他にご意見等ございますでしょうか。

<質問・意見無し>

会長：その次の報告事項に移ります。地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、本日資料はございませんので、口頭にてご説明をさせていただきます。

本日は新任の委員さんもいらっしゃいますので、簡単ではございますが、経緯も含めてご説明をさせていただきます。

市が過去複数年度にわたって締結していた複数の事業における委託契約について、本来、消費税法第6条の規定により非課税とすべきところ、消費税相当分を含んだ契約を行い、消費税相当額を過払いしていたということが令和5年度中に判明いたしました。

この件につきまして、一部事業については消費税相当額を返還していただいておりますが、在宅介護支援センター事業運営委託および地域包括支援センター事業運営委託の消費税相当分の過払い分については現在も返還に至っていない状況です。この返還分につきまして、現在も委託事業者と協議を進めているところです。市としましては、引き続き委託事業者と協議を進めてまいりまして、進捗状況につきましては今後も適宜ご報告をさせてい

ただきたいと考えております。

地域支援事業等の委託等に係る進捗状況について、説明は以上となります。

会 長 : ただいまの説明につきましてご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

<質問・意見無し>

会 長 : その次の報告事項に移ります。介護人材対策事業について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : では、資料6をご覧ください。

介護人材対策につきましては前回、前々回の運営委員会でもご報告させていただきました通り、第9期計画に位置づけ、1の事業概要にもありますが、介護の仕事の普及啓発を目的として事業を中心に、今年度より本格的に実施をしております。

2の「介護の日」についてですけれども、令和6年11月3日、青梅産業観光まつりと同日に開催いたしました、介護の日のイベントにおいて、市内の介護サービス事業所と連携し、介護体験等を行いました。

今回は前回に引き続き、車いすでの坂道やカーブを乗り越える体験、パワースーツを着用して重い荷物を持ち上げる体験、また新たに豆つかみグランプリといたしましてランキング形式の体験を加えた三つの体験を行いました。また介護の仕事紹介として、展示や説明を行い、計4つのブースで実施をしております。

なおイベントですけれども、全体で約600名の方に来場いただきまして、およそ250名の方に体験にご参加いただきました。

当日の様子につきましては、1ページ目下段と2ページ目に写真等を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また当日ですけれども、前回同様、モニターを設置させていただいて、介護保険課で作成いたしました、市内で働く介護職員のインタビュー動画を流し、来場者の方にご覧をいただいております。

続いて3ページ目をご覧ください。

(2) アンケート結果ですが、体験をされた中から249名の方にアンケートにご回答いただきました。年代につきましてもバラバラでまんべんなく取れたかと思えます。下のQ1ですけれども、介護の仕事の理解につきましては深まった方が全体で81%。Q2介護の仕事に興味を湧いた方、こちらも合わせて72%いたことから、おおむね介護の仕事の普及啓発といたしましては、一定の効果を見ることができました。

なお、今回準備から当日までご協力いただきました、介護サービス事業所の皆様をご紹介します。

小島委員を代表いたします青梅市高齢者福祉施設長会の皆様、角田委員が所属される法人の事業所であります東青梅デイサービスすずらん、原委員が所属されるリバーパレス青梅、他にも特別養護老人ホーム大洋園、イケアサービス青梅、カノーラの皆様にご協力を



いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

続いて先ほども少し触れましたが、3の介護の仕事の普及啓発動画についてです。既にご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、現在Y o u T u b eの青梅市公式チャンネルで一般公開をしております。

本日机上配付いたしましたチラシにも書かれていますが、通常盤と、ショートバージョンの両方ありまして、再生回数で言いますと、あわせて現時点で約3000回程度になっております。

なお、こちらの動画についてですが、厚労省をはじめ都内区市町村、関係団体、学校等へ幅広く周知を始め、LINE等の情報発信ツールや、福祉関係等の広報誌に掲載を予定しております。

次に4の今後の予定のところですが、2月と3月に市内の中学校高校へ訪問させていただき、介護の仕事における説明や体験を行います。こちらもイベント事業同様に、市内の介護サービス事業所の皆様のご協力のもと実施をする予定です。

その他、介護の必要等における普及啓発冊子を作成を進めておりまして、こちらまもなく完成となりますが、完成次第、様々な場面で順次配布をしていく予定です。

会 長 : ただいまの説明につきましてご意見等ございますでしょうか。

今回イベントのご参加されました事業者さんの方から何かご意見とか、ご感想等ございますか。

委 員 : 2回目のイベントという形で啓発の方を行いました。前回のイベントが約150名程度の参加だったかと思えます。事前のアナウンスでさらに規模が大きいと聞いておりましたが、その通りで、250名の方が各参加していただけたという形で、かなりの大アピールにはなったんじゃないかなと思えます。

ただ、ちょっと入り口がわかりづらかったのかなっていうのはあったので、産業観光まつりを行っている外から市役所の中に入りづらい雰囲気もあったのかなと思えます。少し暗く感じ、なかなか中に入っていきづらい、何かやってるのかなっていうのがありましたので、そのあたりが改善すれば、もっと入ってこれたのかなっていう感じがしました。次年度以降また改善していただいて更に盛り上げていただければと思います。また、うちの法人の代表等からの話聞きますと、この青梅市の介護人材対策はかなり、東京都の方でも目を引いて、いいことやっているという形で聞いておりますので、今後も発信し続けていただきたい。青梅市は特に高齢者が多い市なので、その辺をアピールポイントとして発信をしていけたらいいかなという感じはしました。

会 長 : それでは次の議題に進めさせていただきます。

次第の5その他でございます。委員の方から何かございますでしょうか。

委 員 : 事業者代表としてこの場におりますので、お願いしたいということで発言をさせていただきます。

物価高騰、人件費高騰に関する件です。

昨今、物価高騰、人件費高騰が叫ばれております。特に、この4月から次年度に向けてですね、様々な契約業者からの値上げの申し入れが起こってくるものと思われま

私どもの施設でも昨日、給食の委託業者から月額30万円の引き上げ、年間にすると約360万円の引き上げの申し入れがありました。

ご存知の通り介護保険の介護報酬は、3年に1回設定されます。公定価格で事業者が勝手にですね、利用料引き上げることができないという性質のもので、となってくると、その自助努力ではですね、限りがあると、やはり行政の補助がなければ一定の水準のレベルは維持できない、事業所そのものも維持できなくなってくる可能性があるということが挙げられます。

ここです、今年度末に向けて国がですね、補正予算に関する事務連絡を出しています。その中で重点配分先として、介護、障がい、こども等を重点配布先として挙げられております。

安定した介護保険サービスの提供体制の維持をですね、ぜひ市としてもですね、助成していただけますよう、お願いをさせていただきたいと思

事務局 : 物価高騰については、以前からお話を聞いているところであります。東京都の補助金の併給等のことも含めて検討をしたいと存じます。

会長 : 他にご意見ございますでしょうか。ご質問ございますか。

委員 : 今年の12月で民生委員の方たちの改選があるかと思うんですけども、なり手がおらず、青梅市の中で民生委員がいらっしゃらない地域もあるという点や、民生委員のプライバシーといった点で、その地域の1人暮らしなさってる方とか対象の方のプライバシーは必ず守らなければいけない一方で民生委員さんはホームページに、下の名前こそはないですが、名前と電話番号が載っております。民生委員の方のプライバシーや、なり手のいないこの現状を、東京都のこともありますので市だけでどうにかすることができないのは、重々承知の上ではありますが、青梅市として、民生委員に対してのあり方ですとか、なっただくにあたっての働きかけですとか、そういったことはどのようにお考えになってらっしゃるのかお聞かせください。

事務局 : 民生児童委員については、確かにおっしゃる通りで、なかなか手がいないというのが非常に問題となっております。

民生児童委員連絡協議会の会長等と今まで通りでいいのかというところをお話をしている、特に今まで民生委員を選出していただいた自治会の加入者が減っているという状況がございます。どういった施策が良いのかというのは全国的にも難しい問題であるというのは捉えてお

なかなか決定打というのはないというのが現状です、様々なところから可能性を見出

しつつ、相談をしてるというところでもあります。来年改選期でありますので、今、諸調整しているという状況でございます。

委員：港区の方ではプライバシーを守るという意味でも民生委員の方の携帯とかスマホを使うのではなく、行政としてそれを用意をして支給をしており、それは民生委員の事務専門に使っていただくということで、対策が出てるらしいんですね。青梅市でもぜひそういったことを検討していただくって何かこう案を出していただけたらありがたいかなと思っております。

また先ほどあったように、自治会から依頼が来るんですけれども、実際問題その民生委員さんがどんなことをするのか、内容的にもすごくアバウトな依頼を受けるんですね。

具体的には「大丈夫、大丈夫昔に比べたらもう楽になったから、敬老の日のアテンドもないし」というような言い方をされる程度の説明で民生委員をやりましても言えないです。民生委員の内容を受ける側が享受できて、納得してやれるような体制作りというのを少し考えていただけたらと思っております。

事務局：まさにおっしゃる通りで、自治会、高齢者クラブ、民生児童委員等は、なかなか加入者や入会者がいないという状況は捉えております。

携帯電話のお話に関しましては、財政状況がありまして、現段階では難しいかなと思いますが、先ほどの苗字だけを載せている現状につきましてもいろんな話し合いの中で、元々名前が載っていた中で改善がされてきたという形でございます。ですので、先ほどの繰り返しになりますけれども、一步一步が色々な相談等を受けて可能性を試しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

委員：3年ほど前なんですけど、フルネームで民生委員の氏名を広報に載せていたんですよ。その結果、女性の方にいたずら電話が多数発生したということで、氏名の下を削除して上だけ残して、青梅市の広報に載せる形をとりました。

その結果、変な苦情や文句を言うような人がなくなってきております。そんな経緯で今の形になっております。

また、民生児童委員の担い手なんですけど、自治会の加入者の減、あとは高齢化が進んでおりまして、だいぶ減っています。民生児童委員の仕事自体は複雑なところがありますし、何かあった場合には、第一線になって、高齢者の方を支援しなくちゃならない状況もあります。そんな関係で、中身を説明すると、皆さんがすごい嫌がるわけで、担い手がいなくなっちゃう現状です。年齢制限もありますけど、今、自治会の方をお願いして、次の人を選んでもらうような形をとっており、全体的に自治会の会長の方にもお話して、検討しております。

また、青梅市の広報にパンフレットとして民生児童委員のちょっとした説明書きを配るような、アピールを行ってる状況です。

会長：他にご意見等ございますでしょうか。

それは事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局：事務局から2点ほどご連絡させていただきます。

本日の議事録については作成後、各委員へ送付をさせていただきますので、ご確認をいただくようお願いいたします。

続いて2点目ですが、今回の運営委員会をもちまして、現委員の任期は満了となります。次期委員につきましては、市民公募委員は2月1日号の広報で募集を行う予定となっております。関係団体から選出の皆様におかれましては、後日、推薦依頼の通知をさせていただきますので、ご対応の方よろしく申し上げます。

また、参考資料2として、令和7年度の日程案を本日机上にて配布させていただきました。委員の皆さんの改選もございますので、日程は暫定的なものとなりますが、参考までにご覧をいただきたいと存じます。

事務局：委員さんが任期の最後に当たり一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

今委員さんの皆様におかれましては、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定ということで保険料の設定や、施策について、今まで文章になってきた目標値を、数値化して見える化することや、あるいは先ほどお話もありました通り、今まで市も取り組んでいなかった介護人材対策等、市民公募委員の皆さんのご意見と事業者の皆さんのご協力をいただきながら取り組んできたところでございます。

医師会の皆様につきましては新型コロナを含めインフルエンザ等でもいろいろご対応いただきました。

また今回初めて大学教授も委員に入っていて、社会保障等の専門的な見地からご意見を頂戴したところでございます。

また、今回は先ほど議題にも上げさせていただきました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」だけではなく、福祉分野の計画全体を「地域福祉総合計画」ということでまとめさせていただいております。

わかりづらい部分もあったかと思いますが、介護保険運営委員会というのは市議会の議決をいただきまして条例で設置し、市長が諮問し、正式に皆さんにご意見を頂戴するという場でございます。

一方、最上位の計画でありました「地域福祉計画」は、要綱といって、市議会の議決ではなく、市が内部で決め、皆さんからご意見をお聞きする場でございました。

また、今回あわせて要綱設置をする、もう一つ、障がい者の計画についても市議会でご審議いただいて、条例化するということでございます。

委員の皆様の貴重なご意見を頂戴いたしまして、第9期の計画については、今までにない計画できたことを、非常に感謝申し上げます。今後皆さん、再び委員になっていただける方、また違う立場から市の行政に携わっていただく方がいらっしゃるかと思いますが、今後の市の行政に、引続き御協力下さいますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

会 長 :本日長時間にわたりまして、熱心にご討議いただきましてどうもありがとうございました。  
これで終了させていただきたいと思います。

事務局では本日は踏まえて、整理の方よろしく願いいたします。

先ほど事務局の方から話でしたが、今回をもってこの介護保険運営委員会の委員の皆様は任期満了となります。委員皆様におかれましては、2年間にわたりどうもありがとうございました。

振り返りますと令和5年度、「第9期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について、ご協議いただきました。なかでも個人的には地域包括支援センターの業務の委託や支所の設置につきましては、これまでにない試みとして十分に機能していただけることを期待しております。

令和6年度は、今回も議題に上がりましたが、介護保険運営委員会の部会化についてご協議いただきました。こちらについても、結果としてはですね、今までとあまり大きな変化はないようなことにはなりそうですけれども、今後も検討していくことになるのかなと思っております。その辺については来年度以降の介護保険運営委員会の方で、引き継いでいただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、委員の皆様には、2年間どうもありがとうございました。

それはこれからこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

イ 介護保険の実施状況について

1 要介護認定について

(1) 要介護度別認定者数の推移（令和7年1月31日現在）

要介護・ 要支援等認定者数 (青梅市)		1月 人数	
要支援1	R6	1,073	15.7%
	R5	973	14.7%
	増減	100	1.0%
要支援2	R5	904	13.2%
	R4	837	12.6%
	増減	67	0.6%
要介護1	R6	1,272	18.6%
	R5	1,274	19.2%
	増減	▲2	▲0.6%
要介護2	R6	1,046	15.3%
	R5	972	14.6%
	増減	74	0.6%
要介護3	R6	869	12.7%
	R5	879	13.2%
	増減	▲10	▲0.6%
要介護4	R6	1,005	14.7%
	R5	1,004	15.1%
	増減	1	▲0.6%
要介護5	R6	683	10.0%
	R5	701	10.6%
	増減	▲18	▲0.6%
青梅市 計	R6	6,852	100%
	R5	6,640	100%
	増減	212	—
認定率 ※1	実績	R6	17.0%
		R5	16.5%
	計画値※2	R6	17.2%
		R5	17.6%

←前年同月比0.5ポイントの増

(2) 申請件数等の月別集計（令和7年1月31日現在）

		1月	合計※	月平均	
申請件数(件)	R6	新規	191	1,751	175.1
		更新	256	2,167	216.7
		変更	100	794	79.4
		計	547	4,712	392.7
	R5	新規	168	2,022	168.5
		更新	183	3,489	290.8
		変更	77	1,009	84.1
計		428	6,520	543.3	
認定調査数(件)	R6	422	4,489	448.9	
	R5	518	6,303	525.3	
審査判定数(件)	R6	443	4,630	463.0	
	R5	540	6,272	522.7	
変更率(%)	R6	10.4%	—	—	
	R5	9.6%	—	—	
認定結果通知 平均日数(日)	R6	41.1	40.4	—	
	R5	42.6	41.1	—	

※合計は、令和6年度は令和7年1月31日末現在、令和5年度は年度計

認定調査員の人材不足は解消しつつありますが、一部、認定調査の遅れおよび主治医意見書の回収に日数がかかっていることから、認定結果通知平均日数は30日を上回っています。

※1 認定率＝認定者数（1号認定者数＋2号認定者数）／第1号被保険者数（令和7年1月31日現在40,269人）

※2 認定率の計画値は、介護保険事業計画における推計値（各年度とも9月末時点）

(3) 審査判定内訳（件）（令和7年1月31日現在）

	10月	合計	構成比	構成比順
非該当	8	111	2.4%	⑧
要支援1	52	695	15.0%	②
要支援2	48	573	12.4%	⑤
要介護1	103	989	21.3%	①
要介護2	61	633	13.7%	③
要介護3	52	499	10.8%	⑥
要介護4	65	633	13.7%	③
要介護5	54	497	10.7%	⑦
計	443	4,630	100.0%	-

(4) 第1号被保険者における認定率（令和6年11月30日現在）

第1号被保険者数			11月		
			人数	構成比	認定率
全国	R6	合計	35,886,114	100.0%	19.8%
		前期(65~74歳)	15,276,819	42.6%	4.4%
		後期(75歳以上)	20,609,295	57.4%	31.2%
	R5	合計	35,880,763	100.0%	19.3%
		前期(65~74歳)	15,962,517	44.5%	4.4%
		後期(75歳以上)	19,918,246	55.5%	31.3%
東京都	R6	合計	3,161,970	100.0%	21.0%
		前期(65~74歳)	1,314,072	41.6%	4.7%
		後期(75歳以上)	1,847,898	58.4%	32.6%
	R5	合計	3,155,828	100.0%	20.6%
		前期(65~74歳)	1,359,928	43.1%	4.8%
		後期(75歳以上)	1,795,900	56.9%	32.6%
青梅市	R6	合計	40,298	100.0%	16.7%
		前期(65~74歳)	17,746	44.0%	4.2%
		後期(75歳以上)	22,552	56.0%	26.5%
	R5	合計	40,100	100.0%	16.0%
		前期(65~74歳)	18,567	46.3%	4.0%
		後期(75歳以上)	21,533	53.7%	26.4%

※ここでの認定率は、第2号被保険者の認定者数を含まずに計算しています。  
 青梅市の合計は16.7%で、前年同月比(16.0%)0.7%増加しています。  
 全国(19.3%)および東京都(21.0%)から、それぞれ2.6、4.3ポイント下回っています。

(5) 認定者構成比（令和6年11月30日現在）

介護度		11月		
		構成比		
		青梅市	国	都
要支援1	R6	15.7%	14.7%	15.5%
	R5	14.3%	14.3%	15.2%
要支援2	R6	13.1%	14.2%	13.3%
	R5	12.7%	14.0%	13.0%
要介護1	R6	18.4%	20.7%	20.5%
	R5	18.7%	20.8%	20.7%
要介護2	R6	15.1%	16.8%	16.9%
	R5	14.8%	16.8%	16.5%
要介護3	R6	13.3%	12.9%	12.7%
	R5	13.0%	13.0%	12.7%
要介護4	R6	14.3%	12.5%	12.4%
	R5	15.5%	12.6%	12.7%
要介護5	R6	10.2%	8.2%	8.7%
	R5	10.9%	8.5%	9.0%
認定率※	R6	17.1%	20.2%	21.5%
	R5	16.4%	19.7%	21.1%

※国と東京都の資料は11月30日現在が最新であるため、市も同時点のデータで記載しています。  
 ここでの認定率は2号被保険者も含みます。  
 分析としては、青梅市は国や都と比べて要介護4や5の比率が高い状況です。



2 介護保険料について

(1) 令和6年度介護保険料の賦課収納状況（令和7年1月末日現在）

（単位：千円）

区 分		予算額	調定額	収入済額	
現年度分	特別徴収	R6年度	2,470,400	2,517,892	2,065,387
		R5年度	2,274,377	2,236,356	1,872,380
	普通徴収	R6年度	244,325	286,119	220,480
		R5年度	188,054	248,163	188,069
	計	R6年度	2,714,725	2,804,011	2,285,868
		R5年度	2,462,431	2,484,519	2,060,448
滞納繰越分	普通徴収	R6年度	5,794	26,519	5,892
		R5年度	4,476	24,937	6,796
合 計	特別徴収	R6年度	2,470,400	2,517,892	2,065,387
		R5年度	2,274,377	2,236,356	1,872,380
	普通徴収	R6年度	250,119	312,638	226,373
		R5年度	192,530	273,100	194,865
	計	R6年度	2,720,519	2,830,530	2,291,760
		R5年度	2,466,907	2,509,456	2,067,245

※ 普通徴収は7月から第1期の納期がはじまるため、4月、5月、6月分は前年度相当分。ただし、財務会計上は当該年度の調定として処理します。賦課決定が新年度（4月以降）であるためです。対象となる方 ⇒ 3月以前に転入した方（所得調査を行ったのちに賦課決定します。）や遅れて税の申告をした方

区 分		予算額	調定額	収入済額	
延滞金	普通徴収	R6年度	150	102	102
		R5年度	200	70	70

(2) 督促状の発送状況（10月末日現在）

（単位：件）

区 分	合計
R6年度	4,282
R5年度	4,191

※ 第1期の納期が7月末日であるため、督促状は8月から発送しています。

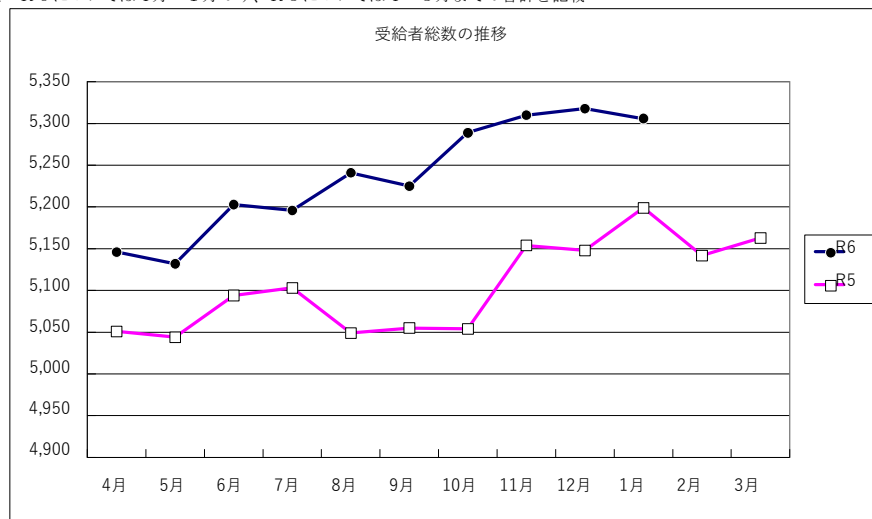
### 3 受給者数および給付費の状況について

#### (1) 受給者数

(単位：人)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス受給者	R6	3,210	3,210	3,254	3,269	3,299	3,301	3,338	3,361	3,353	3,349			32,944	3,294
	R5	3,145	3,164	3,193	3,186	3,161	3,174	3,152	3,225	3,223	3,265	3,210	3,219	35,098	3,193
地域密着型サービス受給者	R6	530	524	534	501	506	526	520	517	530	513			5,201	520
	R5	541	539	550	546	534	529	530	552	548	539	529	543	5,937	540
施設サービス受給者	R6	1,406	1,398	1,415	1,426	1,436	1,398	1,431	1,432	1,435	1,444			14,221	1,422
	R5	1,365	1,341	1,351	1,371	1,354	1,352	1,372	1,377	1,377	1,395	1,403	1,401	15,058	1,372
介護老人福祉施設	R6	1,024	1,022	1,014	1,022	1,014	982	1,008	1,016	1,009	1,014			10,125	1,013
	R5	980	979	985	1,003	992	982	992	996	999	1,013	1,018	1,013	10,939	996
介護老人保健施設	R6	354	352	361	362	375	362	373	376	378	378			3,671	367
	R5	346	318	329	331	332	343	348	347	353	360	357	355	3,764	343
介護療養型医療施設	R6	10	0	2	0	0	0	0	0	0	0			12	1
	R5	16	18	16	16	8	9	8	7	6	6	11	10	121	11
介護医療院	R6	24	29	42	49	51	56	54	49	52	58			464	46
	R5	33	27	28	29	24	23	28	27	26	24	24	26	293	27
受給者 計	R6	5,146	5,132	5,203	5,196	5,241	5,225	5,289	5,310	5,318	5,306	0	0	52,366	5,237
	R5	5,051	5,044	5,094	5,103	5,049	5,055	5,054	5,154	5,148	5,199	5,142	5,163	61,256	5,105

※ R6については4月～1月のみ、R5については4～3月までの合計を記載



前年同月比で、居宅介護サービス、施設サービス受給者数は増加しています。

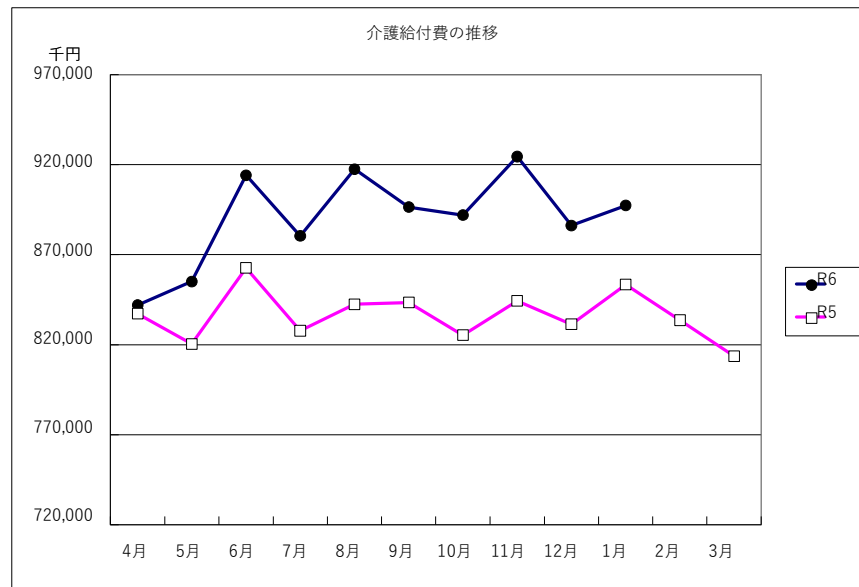
(2) 給付状況

(単位：円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(※) 計	月平均
居宅介護サービス費	R6	259,738,318	262,412,604	278,266,423	272,405,289	290,237,202	280,749,365	274,408,882	291,764,172	279,290,902	277,977,796			3,320,701,144	276,725,095
	R5	264,288,315	259,402,305	270,900,914	258,810,387	271,210,131	267,397,281	263,069,438	266,737,786	268,375,559	266,972,824	254,299,744	255,539,759	3,167,004,443	263,917,037
地域密着型サービス費	R6	75,672,956	75,613,303	80,564,196	75,573,089	77,657,842	80,126,288	78,202,211	80,478,462	76,202,220	74,537,312			929,553,455	77,462,788
	R5	74,589,192	70,521,526	76,195,542	73,139,214	69,364,200	77,277,291	75,289,575	78,233,431	75,935,375	75,694,803	71,976,187	71,771,325	889,987,661	74,165,638
施設介護サービス費	R6	415,699,181	416,369,536	438,877,309	429,709,687	452,007,284	435,757,060	438,747,184	451,353,710	433,227,594	448,685,179			5,232,520,469	436,043,372
	R5	406,244,226	389,482,513	404,073,978	398,980,796	407,102,103	405,343,024	396,659,094	407,391,414	393,385,669	417,085,992	416,217,361	394,074,808	4,836,040,978	403,003,415
福祉用具購入費	R6	606,444	1,246,548	1,116,409	1,800,946	1,243,864	1,181,137	1,207,993	2,038,384	1,579,584	1,078,519			15,719,794	1,309,983
	R5	2,134,872	1,083,893	1,229,200	925,364	1,407,186	1,435,448	460,179	900,285	1,536,526	1,129,146	574,627	1,375,331	14,192,057	1,182,671
住宅改修費	R6	2,237,795	2,780,444	2,673,022	3,843,968	1,377,728	3,099,805	4,150,490	2,832,651	2,359,910	2,592,070			33,537,460	2,794,788
	R5	4,142,498	1,004,299	2,973,501	3,028,506	2,817,236	2,546,586	1,947,392	3,060,737	2,723,934	2,967,783	800,466	3,104,155	31,117,093	2,593,091
サービス計画給付費	R6	40,392,494	41,197,383	41,658,885	41,340,093	42,307,096	42,521,074	42,745,826	42,831,893	41,766,735	41,872,726			502,361,046	41,863,421
	R5	40,393,868	40,984,411	41,265,671	40,922,478	40,767,304	40,976,530	40,346,162	41,295,303	41,066,889	41,395,218	40,598,790	40,525,281	490,537,905	40,878,159
審査支払手数料	R6	705,942	710,097	722,808	720,303	735,885	728,797	742,303	744,564	739,308	739,002			8,746,811	728,901
	R5	687,425	699,158	707,714	698,425	705,331	700,198	702,397	713,214	715,720	727,147	710,953	712,908	8,480,590	706,716
高額介護サービス費	R6	22,714,669	24,601,332	24,788,800	26,834,442	25,723,933	28,562,297	28,011,507	27,348,149	28,345,579	26,268,848			315,839,467	26,319,956
	R5	20,155,771	24,755,630	23,342,789	23,743,591	23,514,832	24,279,793	23,725,802	22,920,873	24,390,943	23,083,268	24,371,689	23,900,660	282,185,641	23,515,470
高額医療合算介護サービス費	R6	23,906	7,079,466	20,597,547	4,704,800	1,487,315	702,808	108,078	1,178,316	245,974	133,235			36,261,445	3,626,145
	R5	59,624	8,563,480	17,756,126	4,107,291	1,093,504	404,674	344,090	116,701	319,763	172,434	129,912	49,229	33,116,828	2,759,736
特定入所者介護サービス費	R6	24,119,991	23,056,780	24,913,141	23,443,854	24,756,730	22,980,587	23,602,922	23,970,822	22,407,838	23,488,104			284,088,923	23,674,077
	R5	24,501,014	23,873,767	24,207,359	23,349,670	24,465,754	23,026,547	22,729,782	22,940,448	22,907,281	24,210,617	23,908,655	22,538,369	282,659,263	23,554,939
給付費 計	R6	841,911,696	855,067,493	914,178,540	880,376,471	917,534,879	896,409,218	891,927,396	924,541,123	886,165,644	897,372,791	0	0	10,679,330,012	885,343,670
	R5	837,196,805	820,370,982	862,652,794	827,705,722	842,447,581	843,387,372	825,273,911	844,310,192	831,357,659	853,439,232	833,588,384	813,591,825	10,035,322,459	836,276,872

※ R6については4～10月実績の平均×12で計上しています。

ただし、高額医療合算介護サービス費については4月～10月実績計としています。



前年同月比で受給者数の総数、介護給付費、共に増加しています。

#### 4 相談苦情受理状況（令和7年1月末現在）

月	R 5	R 6	都全体(R5)
04月	9	4	232
05月	4	3	206
06月	2	3	263
07月	23	15	278
08月	5	2	261
09月	5	2	216
10月	4	3	255
11月	4	7	190
12月	4	1	190
01月	4	5	160
02月	5	-	195
03月	0	-	185
計	69	45	2,631

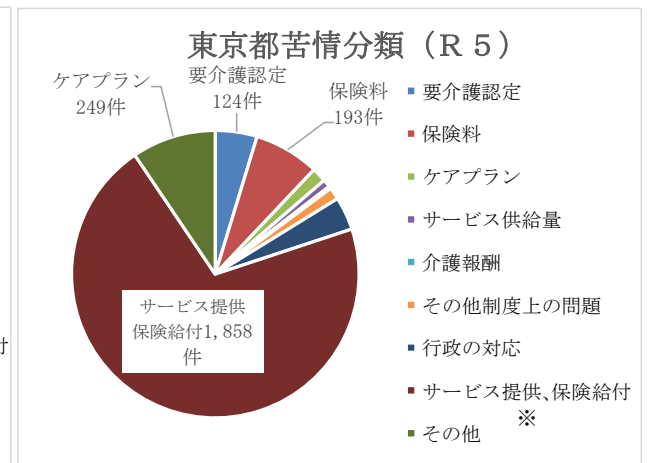
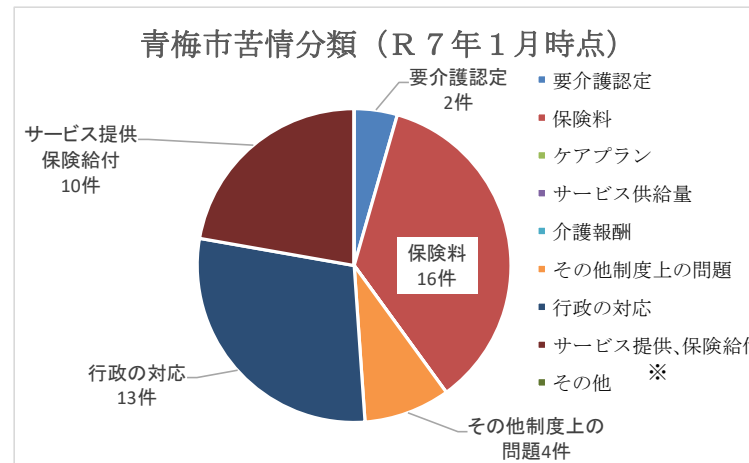
	R 5	R 6	都全体(R5)
要介護認定	10	2	124
保険料	32	16	193
ケアプラン	0	0	43
サービス供給量	0	0	23
介護報酬	0	0	7
その他制度上の問題	5	4	36
行政の対応	8	13	98
サービス提供、保険給付※	14	10	1,858
その他	0	0	249
計	69	45	2,631

	R 5	R 6	都全体(R5)
サービスの質	1	1	450
従事者の態度	8	7	351
管理者等の対応	3	0	244
説明・情報の不足	1	1	394
具体的な被害・損害	0	0	164
利用者負担	0	0	39
契約・手続関係	1	0	112
その他	0	1	104
計	14	10	1,858

※2の分類がサービス提供、保険給付の場合の苦情内容

R 5年度は主に介護保険料、次いでサービス提供、保険給付の苦情があり、保険料に関する問い合わせ・苦情が当初賦課を行った7月に増加しました。サービス提供、保険給付では従事者の態度に対する苦情が多く見られます。

R 6年度は、苦情の傾向として例年と類似しておりますが、7月にシルバーパスを利用するために必要な納入通知書の発行が遅いといった苦情が多数寄せられ、行政の対応に関する苦情件数が増えた状況となっております。



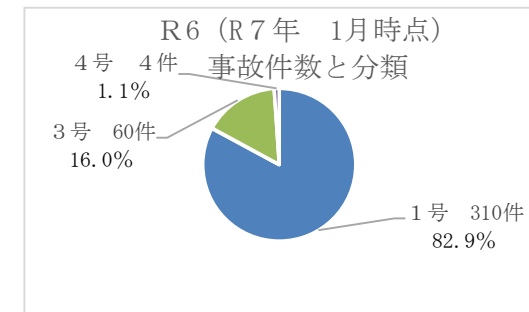
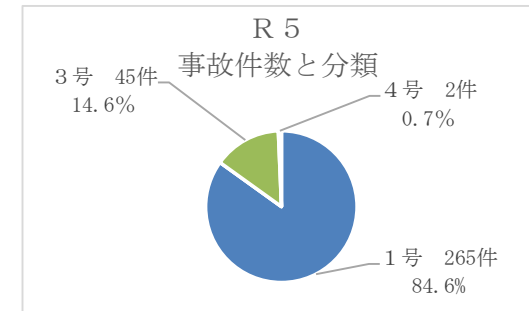
## 5 事故発生時の報告状況（令和7年1月末現在）

(1) 月別届出件数 (件)

	R 5	R 6
04月	29	28
05月	25	30
06月	18	33
07月	23	41
08月	27	49
09月	18	28
10月	30	51
11月	31	38
12月	29	39
01月	30	37
02月	27	-
03月	25	-
計	312	374

(2) 分類別届出件数 (件)

分類	R 5	R 6
1号	265	310
2号	0	0
3号	45	60
4号	2	4
計	312	374



\* 分類 \*

### 【1号】

介護サービス利用者に対する介護サービスの提供により発生した死亡または重傷等の入院加療等を必要とする事故

- ①ケガ等で医療機関で入院や治療を受けたもの
- ②誤飲が原因等で医療機関で入院や治療を受けたもの
- ③利用者等のトラブルで医療機関で入院や治療を受けたもの

### 【3号】

食中毒、感染症等（結核、疥癬）で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故

### 【2号】

利用者に対する介護サービスの提供に伴う業務遂行により発生し、請求された損害賠償にかかる事故

### 【4号】

その他市長が必要と認める事故

- ①従業員の法令違反
- ②不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
- ③震災、風水害、火災等これに類する災害

R5年度は分類1号が事故報告の8割以上を占めています。  
R7年1月末時点においても、1号の事故報告が大半を占めています。  
また、昨年度と比べて事故件数が全体的に増えています。

6 市内介護サービス事業所数 令和7年1月31日現在。

( )内は、令和6年10月31日現在。

(1) 介護サービス

サービス種別	区 分	
居宅介護支援（ケアプラン作成）	26	( 27 )
居宅サービス	110	( 110 )
訪問介護	17	( 16 )
訪問入浴介護	3	( 3 )
訪問看護	20	( 20 )
訪問リハビリテーション	10	( 10 )
通所介護	17	( 18 )
通所リハビリテーション	4	( 4 )
短期入所生活介護	24	( 24 )
短期入所療養介護	3	( 3 )
特定施設入居者生活介護	2	( 2 )
福祉用具貸与	5	( 5 )
特定福祉用具販売	5	( 5 )
施設サービス	30	( 30 )
介護老人福祉施設	24	( 24 )
介護老人保健施設	3	( 3 )
介護医療院	3	( 3 )
地域密着型サービス	29	( 29 )
地域密着型通所介護	13	( 13 )
認知症対応型通所介護	4	( 4 )
小規模多機能型居宅介護	2	( 2 )
看護小規模多機能型居宅介護	2	( 2 )
認知症対応型共同生活介護	7	( 7 )
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	( 1 )

(2) 予防サービス

サービス種別	区 分	
介護予防支援（ケアプラン作成）	3	( 3 )
介護予防居宅サービス	75	( 75 )
介護予防訪問入浴介護	3	( 3 )
介護予防訪問看護	20	( 20 )
介護予防訪問リハビリテーション	10	( 10 )
介護予防通所リハビリテーション	4	( 4 )
介護予防短期入所生活介護	23	( 23 )
介護予防短期入所療養介護	3	( 3 )
介護予防特定施設入居者生活介護	2	( 2 )
介護予防福祉用具貸与	5	( 5 )
特定介護予防福祉用具販売	5	( 5 )
地域密着型介護予防サービス	13	( 13 )
介護予防認知症対応型通所介護	4	( 4 )
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	( 2 )
介護予防認知症対応型共同生活介護	7	( 7 )

(3) 介護予防・生活支援サービス

サービス種別	区 分	
介護予防・生活支援サービス	62	(61)
介護予防通所介護相当の通所型サービス	28	(30)
軽度者向けの通所型サービス	10	( 9 )
介護予防訪問介護相当の訪問型サービス	11	(10)
家事支援に特化した訪問型サービス	11	(10)
研修修了者による訪問型サービス	2	( 2 )

※各項目の事業所数については、調査時点で市が把握している限りのものになります。

休止等各事業所の状況に応じ、遡及して事業所数に変化が生じることもございますので、御了承ください。

7 地域密着型サービスの利用状況について

※ R5の計は4～3月までの実績を記載。R6の計は4～1月までの実績を記載。

(1) 認知症対応型通所介護

圏域	事業所名		定員		1月	計
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	24日	309日
				延利用者	180人	2,087人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
	12人	1日平均	7.5人	8.1人		
	すずらん	R5	1日	営業日数	24日	310日
				延利用者	200人	2,531人
電話連絡・訪問対応者				0人	0人	
12人	1日平均	8.3人	8.2人			
第2地区	河辺デイサービスセンター	R6		営業日数	24日	259日
			1日	延利用者	278人	2,808人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	1日平均	11.6人	10.8人
	わかくさ	R5		営業日数	24日	310日
			1日	延利用者	255人	3,347人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			12人	1日平均	10.6人	10.8人
	デイサービスセンター	R6		営業日数	20日	215日
			1日	延利用者	186人	2,052人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		12人	1日平均	9.3人	9.5人	
リバーパレス青梅		R5		営業日数	20日	256日
			1日	延利用者	195人	2,319人
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
12人	1日平均	9.8人	9.1人			
第3地区		R6		営業日数	24日	259日
			1日	延利用者	227人	2,239人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	1日平均	9.5人	8.6人
	木野下デイサービスセンター	R5		営業日数	24日	310日
			1日	延利用者	219人	2,350人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
			10人	1日平均	9.1人	7.6人

(2) 地域密着型通所介護

圏域	事業所名		定員		1月	計
第1地区	東青梅デイサービスセンター	R6	1日	営業日数	24日	259日
				延利用者	362人	3,931人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		18人	1日平均	15.1人	15.2人	
		R5	1日	営業日数	24日	310日
				延利用者	336人	4,405人
	電話連絡・訪問対応者			0人	0人	
	18人	1日平均	14.0人	14.2人		
	デイサービス のぞみ	R6	1日	営業日数	24日	255日
				延利用者	59人	571人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	2.5人	2.2人	
		R5	1日	営業日数	24日	294日
				延利用者	51人	770人
	電話連絡・訪問対応者			0人	0人	
	10人	1日平均	2.1人	2.6人		
	カラダラボとまりぎ青梅駅前	R6	1日	営業日数	20日	213日
				延利用者	254人	2,718人
				電話連絡・訪問対応者	0人	0人
		10人	1日平均	12.7人	12.8人	
		R5	1日	営業日数	20日	255日
				延利用者	274人	3,379人
	電話連絡・訪問対応者			0人	0人	
	10人	1日平均	13.7人	13.3人		
第1地区計	R6	1日	延利用者	675人	7,220人	
			1日平均	9.9人	9.9人	
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人	
	R5	1日	延利用者	762人	8,554人	
			1日平均	10.3人	10.0人	
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人	

認知症対応型デイサービスにおいて前年同月比の延利用者が微増  
地域密着型デイサービス(第1地区)については、前年同月比で大きな変化はございません。

第2地区															
事業所名		定員		1月	計	事業所名		定員		1月	計				
デイサービスセンターたんぼぼ	R6	1日	営業日数	20日	215日	デイサービスセンターシエロ 青梅	R6	1日	営業日数	24日	255日				
			延利用者	140人	1,487人				延利用者	130人	1,647人				
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人				
	10人	1日平均	7.0人	6.9人	R5		1日	営業日数	20日	253日	R5	1日	営業日数	24日	309日
		延利用者	125人	1,729人				延利用者	200人	2,365人					
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人					
10人	1日平均	6.3人	6.8人	10人	1日平均	8.3人	7.7人								
デイサービスぬくもり	R6	1日	営業日数	24日	258日	デイサービスセンターほたる	R6	午前10人	営業日数	19日	201日				
			延利用者	188人	1,663人				延利用者	241人	2,672人				
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人				
	10人	1日平均	7.8人	6.4人	R5		午後10人	1日平均	12.7人	13.3人	R5	1日	営業日数	18日	235日
		延利用者	167人	1,977人				延利用者	236人	3,115人					
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人					
10人	1日平均	7.0人	6.4人	午後10人	1日平均	13.1人	13.3人								
リハビリデイサービス足軽	R6	1日	営業日数	20日	232日	第2地区計	R6	1日	延利用者	1,467人	15,527人				
			延利用者	305人	3,360人				延利用者	95人	9.7人	9.5人			
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	12.0人	72.0人				
	午後10人	1日平均	15.3人	14.5人	R5		1日	延利用者	1,603人	18,581人					
		営業日数	23日	286日				延利用者	95人	9.5人	9.5人				
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	4.0人	38.0人					
午後10人	1日平均	13.6人	14.1人												
デイサービスセンターCLUB RIVER	R6	1日	営業日数	20日	215日	第2地区計	R6	1日	延利用者	1,467人	15,527人				
			延利用者	259人	2,610人				延利用者	95人	9.7人	9.5人			
			電話連絡・訪問対応者	5人	54人				電話連絡・訪問対応者	12.0人	72.0人				
	15人	1日平均	13.0人	12.1人	R5		1日	延利用者	1,603人	18,581人					
		営業日数	20日	257日				延利用者	95人	9.5人	9.5人				
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	4.0人	38.0人					
15人	1日平均	10.8人	10.7人												
二俣尾幸廻堂	R6	1日	営業日数	24日	258日	第3地区計	R6	1日	延利用者	366人	5,445人				
			延利用者	204人	2,088人				延利用者	59人	5.2人	7.1人			
			電話連絡・訪問対応者	4人	45人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人				
	10人	1日平均	8.5人	8.1人	R5		1日	延利用者	859人	9,622人					
		営業日数	24日	310日				延利用者	59人	9.0人	8.6人				
		電話連絡・訪問対応者	2人	38人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人					
10人	1日平均	8.3人	8.4人												

第2地区の利用者に大きな変化はございません。  
第3地区では今年度中に1事業所が廃止となっております。そのため第3地区の利用者数は前年同月比で減少しております。

第3地区															
事業所名		定員		1月	計	事業所名		定員		1月	計				
デイサービス やぎさん家	R6	1日	営業日数	24日	257日	デイサービス やぎさん家	R6	1日	営業日数	24日	257日				
			延利用者	103人	1,692人				延利用者	103人	1,692人				
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人				
	15人	1日平均	4.3人	6.6人	R5		1日	営業日数	24日	308日	R5	1日	営業日数	24日	308日
		延利用者	157人	2,122人				延利用者	157人	2,122人					
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人					
15人	1日平均	6.5人	6.9人	15人	1日平均	6.5人	6.9人								
トータル・ライフ・ヘア・サポート 華暖(廃止)	R6	1日	営業日数			トータル・ライフ・ヘア・サポート 華暖(廃止)	R6	1日	営業日数						
			延利用者						延利用者						
			電話連絡・訪問対応者						電話連絡・訪問対応者						
	14人	1日平均			R5		1日	営業日数	20日	257日	R5	1日	営業日数	20日	257日
		延利用者	233人	2,872人				延利用者	233人	2,872人					
		電話連絡・訪問対応者	12人	0人				電話連絡・訪問対応者	12人	0人					
14人	1日平均	7.5人	11.2人	午後10人	1日平均	7.5人	11.2人								
デイサービス さくら	R6	1日	営業日数	19日	202日	デイサービス さくら	R6	午前10人	営業日数	19日	202日				
			延利用者	85人	1,053人				延利用者	85人	1,053人				
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人				
	午後10人	1日平均	4.5人	5.2人	R5		1日	営業日数	19日	241日	R5	1日	営業日数	19日	241日
		延利用者	142人	1,912人				延利用者	142人	1,912人					
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人					
午後10人	1日平均	7.5人	7.9人	午後10人	1日平均	7.5人	7.9人								
デイサービスセンター きぼうの里	R6	1日	営業日数	27日	263日	デイサービスセンター きぼうの里	R6	1日	営業日数	27日	263日				
			延利用者	178人	2,224人				延利用者	178人	2,224人				
			電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人				
	10人	1日平均	6.6人	8.5人	R5		1日	営業日数	27日	313日	R5	1日	営業日数	27日	313日
		延利用者	201人	2,716人				延利用者	201人	2,716人					
		電話連絡・訪問対応者	0人	0人				電話連絡・訪問対応者	0人	0人					
10人	1日平均	7.4人	8.7人	10人	1日平均	7.4人	8.7人								
第3地区計	R6	1日	延利用者	366人	5,445人	第3地区計	R6	1日	延利用者	366人	5,445人				
			延利用者	59人	7.1人				延利用者	59人	7.1人				
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人				
	R5	1日	延利用者	859人	9,622人		R5	1日	延利用者	859人	9,622人				
			延利用者	59人	8.6人				延利用者	59人	8.6人				
			電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人				電話連絡・訪問対応者	0.0人	0.0人				
59人	1日平均	9.0人	8.6人	59人	1日平均	9.0人	8.6人								



## (3) 認知症対応型共同生活介護

R7.1.31現在

圏 域	事業所名	定 員		利用者内訳（保険者）			利用者内訳（要介護度）						
		定員数	充足率	青梅市	他	計	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1地区	グループホームひだまりの家	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	2人	3人	2人	1人	0人	8人
	グループホームみんなんち	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	5人	1人	2人	0人	0人	8人
第2地区	グループホームはびねす若草	18人	72.2%	13人	0人	13人	0人	3人	5人	2人	3人	0人	13人
	グループホームみんなんち第2	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	3人	0人	3人	1人	1人	8人
	グループホームともだ	18人	88.9%	15人	1人	16人	0人	3人	6人	2人	4人	1人	16人
第3地区	グループホームはびねす新田山	9人	88.9%	8人	0人	8人	0人	1人	0人	5人	2人	0人	8人
	地域ケアサポート館 福わ家 グループホーム	18人	94.4%	17人	0人	17人	0人	3人	4人	6人	1人	3人	17人
合 計		90人	86.7%	77人	1人	78人	0人	20人	19人	22人	12人	5人	78人

定員90名に対して78名利用中。そのうち青梅市民は77名。  
令和6年10月時点と比較して、充足率に変動はありませんでした。  
要介護度別利用者内訳は大幅な変化は見られません。

(4) 小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名			1月	月平均			
第1地区	多機能 ケアホーム みんなんち	R6	定員(基準)		営業日数	31日	-	
			登録定員 29人		登録者数	20人	21人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	354人	386人
					15人	1日平均	11.4人	12.5人
			訪問	基準	延利用者	433人	504人	
				なし	1日平均	14.0人	16.4人	
		宿泊	定員/日	延利用者	116人	116人		
			9人	1日平均	3.7人	3.8人		
		R5	定員(基準)		営業日数	31日	-	
			登録定員 29人		登録者数	24人	23人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	324人	355人
					15人	1日平均	10.5人	11.6人
			訪問	基準	延利用者	440人	564人	
				なし	1日平均	14.2人	18.5人	
宿泊	定員/日	延利用者	79人	69人				
	9人	1日平均	2.5人	2.2人				
第3地区	地域ケアサポ- ト館 福わ家	R6	定員(基準)		営業日数	31日	-	
			登録定員 29人		登録者数	26人	28人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	188人	259人
					18人	1日平均	6.1人	8.2人
			訪問	基準	延利用者	693人	772人	
				なし	1日平均	22.4人	24.9人	
		宿泊	定員/日	延利用者	3人	12人		
			5人	1日平均	0.1人	0.3人		
		R5	定員(基準)		営業日数	31日	-	
			登録定員 29人		登録者数	26人	28人	
			利用者数	通所	定員/日	延利用者	239人	288人
					18人	1日平均	7.7人	9.4人
			訪問	基準	延利用者	640人	646人	
				なし	1日平均	20.6人	21.2人	
宿泊	定員/日	延利用者	18人	26人				
	5人	1日平均	0.6人	0.8人				

(5) 定期巡回随時対応型訪問介護看護

圏域	事業所名			1月	月平均		
第3地区	ここひろヘルパー24	R6	営業日数		31日	31日	
			登録者数		10人	7人	
			訪問回数・延利用者	訪問介護	訪問回数	356人	211人
					1日平均	30人	4.1人
			訪問看護	訪問回数	12人	13人	
				1日平均	1人	1人	
		訪問種別	定期巡回	訪問回数	370人	225人	
				1日平均	30.8人	12.4人	
			随時訪問	訪問回数	4人	2人	
				1日平均	0.3人	0.1人	

## ○小規模多機能型居宅介護事業所

前年同月比で大きな変化は見られません。宿泊のサービスの利用者数は事業所によって大きく異なっています。

## ○定期巡回随時対応型訪問介護看護

訪問回数(延利用者)が徐々に増加傾向

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

圏域	事業所名			1月	月平均		
第2地区	青梅複合型 ケアサービスセンター	R6	利用者数	定員(基準)	営業日数	31日	-
			登録定員	29人	登録者数	24人	24人
		通所	定員/日	延利用者	241人	316人	
			15人	1日平均	7.8人	10.0人	
		訪問介護	基準なし	延利用者	324人	331人	
			1日平均	10.5人	11.0人		
		訪問看護	基準なし	延利用者	24人	24人	
			1日平均	0.8人	1.0人		
		宿泊	定員/日	延利用者	80人	98人	
			9人	1日平均	2.6人	3.0人	
		R5	利用者数	定員(基準)	営業日数	31日	-
			登録定員	29人	登録者数	27人	26人
			通所	定員/日	延利用者	322人	344人
				15人	1日平均	10.4人	11.3人
	訪問介護		基準なし	延利用者	378人	339人	
			1日平均	12.2人	11.1人		
	訪問看護		基準なし	延利用者	22人	22人	
			1日平均	0.7人	0.7人		
	宿泊		定員/日	延利用者	61人	111人	
			9人	1日平均	2.0人	3.6人	
	藤の華	R6	利用者数	定員(基準)	営業日数	31日	-
			登録定員	29人	登録者数	16人	16人
		通所	定員/日	延利用者	150人	113人	
			15人	1日平均	4.8人	3.7人	
		訪問介護	基準なし	延利用者	298人	262人	
			1日平均	9.6人	8.5人		
		訪問看護	基準なし	延利用者	63人	59人	
1日平均			2.0人	1.9人			
宿泊		定員/日	延利用者	41人	14人		
		6人	1日平均	1.3人	0.4人		
R5		利用者数	定員(基準)	営業日数		-	
		登録定員	29人	登録者数		4人	
		通所	定員/日	延利用者		19人	
	1日平均			0.6人			
	訪問介護	基準なし	延利用者		62人		
		1日平均		2.1人			
	訪問看護	基準なし	延利用者		17人		
		1日平均		0.6人			
宿泊	定員/日	延利用者		1人			
	1日平均		0.0人				

○看護小規模多機能型居宅介護事業所  
一部の事業所において、登録定員が徐々に増加傾向。

## ウ 青梅市地域包括支援センターの主な運営状況について

## (1) 青梅市地域包括支援センター連絡会

回	開催日	内 容
188	1 1 月 6 日 (水)	・第2層協議体意見交換会について ・もの忘れ相談会について ほか
189	1 2 月 4 日 (水)	・ケアマネジャー研修会について ・介護予防教室についてほか
190	1 月 8 日 (水)	・認知症サポーター養成講座について ・地域ケア会議について

## (2) 地域ケア会議

開催日	内 容
11 月 29 日 (金)	3 事例検討 ・介護を受けるだけでなく、自身の生活を取り戻すための支援の在り方について ・地域から孤立しないよう、地域住民の支援を受けながらどのような生活ができるか ・～ルールが自分に合っていない～独自の信念を貫く利用者への支援
1 月 31 日 (水)	3 事例検討 ・本人と考える短期目標がマンネリ化していると考ええる事例 ・本人は在宅酸素を使用し身体機能が低下傾向、統合失調症のある次男とできる限り家で暮らしたい ・キーパーソン不在、地域との関わりが希薄、孤立している夫婦の支援について

## (3) 総合相談支援業務

(延べ件数)

区 分	相 談 件 数			
	R 6 年 1 1 月～ R 7 年 1 月			R 5 年 1 1 月～
	本部	支所	合計	R 6 年 1 月
地域包括支援センター (市)	—	—	—	1, 056
地域包括支援センターすみえ	760	—	760	—
地域包括支援センターうめぞの	1, 271	334	1, 605	1, 170
地域包括支援センターすえひろ	1, 107	597	1, 704	1, 433
計	3, 138	931	4, 069	3, 659

※令和 7 年 1 月 31 日現在 事業対象者 68 人

## (4) 権利擁護業務

(延べ件数)

区 分	相 談 件 数			
	R 6 年 1 1 月～ R 7 年 1 月			R 5 年 1 1 月～
	本部	支所	合計	R 6 年 1 月
地域包括支援センター (市)	—	—	—	35
地域包括支援センターすみえ	5	—	5	—
地域包括支援センターうめぞの	72	27	99	54
地域包括支援センターすえひろ	128	15	143	101
計	205	42	247	190

※成年後見制度の利用や申立てに関する相談等：4 3 件 (各包括計)

## (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## ア 相談件数

(延べ件数)

区 分	相 談 件 数			
	R 6 年 1 1 月～ R 7 年 1 月			R 5 年 1 1 月～
	本部	支所	合計	R 6 年 1 月
地域包括支援センター (市)	—	—	—	21
地域包括支援センターすみえ	53	—	53	—
地域包括支援センターうめぞの	15	11	26	30
地域包括支援センターすえひろ	15	4	19	16
計	83	15	98	67

## イ 勉強会等

開催日	名 称	参加 人数	内 容
12 月 13 日 (金)	ケアマネジャー 研修会	71 人	「震災発生！あなたならどう する？～BCPが策定された 今・・・これからの私たちの安心 と支えになる町づくりについ て一緒に考えてみませんか？ ～」
1 1 ～ 1 月 各月 7 回 (計 21 回)	ケアプラン勉強会	308 (延べ 人数)	各グループの目標に沿った事 例検討、自立支援のケアプラン への指導、地域のケアマネジャ ーからの相談 ほか

(6) 介護予防に係るケアマネジメント

ア 介護予防支援委託にかかる居宅介護支援事業所

令和7年1月分

介護予防支援事業所名	委託事業所数	委託件数	契約事業所数
地域包括支援センターすみえ	25	100	29
地域包括支援センターうめぞの	31	235	64
地域包括支援センターすえひろ	35	200	68

イ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数 (延べ件数)

区分	プラン件数	
	R6年11月～ R7年1月	R5年11月～ R6年1月
地域包括支援センター(市)	0	679
地域包括支援センターすみえ	735	0
地域包括支援センターうめぞの	1,362	1,267
地域包括支援センターすえひろ	1,149	1,023
計	3,246	2,969

(7) 任意事業

ア 認知症サポーター養成研修事業

指定のカリキュラムを受講したキャラバン・メイトを講師とし、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する研修を実施した。

開催日	受講者	開催地区	参加人数
11月19日(火)	小学校	新町	80
11月24日(日)	市民	小曾木	13
11月27日(水)	学生	根ヶ布	29
12月20日(金)	介護事業所	駒木町	6
1月14日(火)	市民	東青梅	23
1月23日(木)	事業所	新町	11
1月24日(金)	介護事業所	駒木町	8
計			170

イ 介護サービス相談員派遣等事業

派遣期間	派遣回数	派遣施設等	
11月	11施設 延べ11回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		特別養護老人ホーム 和楽ホーム	特別養護老人ホーム 喜久松苑
		デイサービスセンタ ーきぼうの里	グループホームはび ねす若草
		特別養護老人ホーム やすらぎの家	特別養護老人ホーム 青梅園
		グループホームひだ まりの家	特別養護老人ホーム 第二青梅園
		河辺デイサービスセ ンター	
12月	15施設 延べ15回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		特別養護老人ホーム 青梅天使園	特別養護老人ホーム 喜久松苑
		喜久松苑デイサービ スパレス青梅	介護老人福祉施設リ バーパレス青梅
		デイサービスセンタ ー湯梅の郷	地域ケアサポート館 福わ家(小多機)
		地域ケアサポート館 福わ家(グループホ ーム)	デイサービスヤギさ ん家
		介護老人福祉施設リ バーパレス青梅	東青梅デイサービス センター
		特別養護老人ホーム 青梅園	グループホームひだ まりの家
		第二喜久松苑	
1月	11施設 延べ11回	二俣尾幸廻堂	特別養護老人ホーム あゆみえん
		特別養護老人ホーム 和楽ホーム	特別養護老人ホーム 喜久松苑
		デイサービスセンタ ーぬくもり	デイサービスセンタ ーCLUBRIVER
		グループホームとも だ	グループホームひだ まりの家
		特別養護老人ホーム 第二青梅園	第二喜久松苑
		デイサービスセンタ ーほたる	

(8) その他

ア 介護予防教室

介護予防、フレイル予防等をテーマに、リハビリテーション専門職などを講師として、講義や体操、レクリエーションを実施した。

開催日	場 所	参加人数
11月11日(月)	大門会館	31
11月15日(金)	梅郷市民センター	20
11月18日(月)	今寺第四第五自治会館	17
12月4日(水)	河辺4丁目自治会館	17
12月5日(木)	都営7丁目住宅第一集会所	11
12月12日(木)	河辺市民センター第2.3会議室	20
1月18日(土)	千ヶ瀬自治会館	24
1月20日(月)	わかくさ会館	24
計		164

イ 出張もの忘れ相談会

認知症に関する相談や相談窓口の周知のため、出張相談会を実施した。

開催日	場 所	参加人数
11月27日(水)	バルク今井	5
11月30日(土)	中央図書館	11
12月16日(月)	認知症カフェ小豆	22

ウ 介護の日イベント

11月3日の青梅産業観光まつりにあわせて、家族介護教室や介護施設の紹介のほか、体力測定や管理栄養士、保健師、地域包括支援センター職員の相談会、認知症カフェ等を実施した。

日 時	場 所	内 容
11月3日(日)	市役所1階ロビー	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護教室 「高齢者体験キット・片麻痺キットを使用した体験」(すみえ) 「福祉ネイル」(うめぞの) 「老後に備えた終活の話」(すえひろ)</li> <li>市内介護施設の紹介と施設入所者が作成した作品の展示</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師、管理栄養士、各地域包括支援センター職員の相談会</li> <li>認知症カフェ「うめカフェ」</li> <li>理学療法士による体力測定とミニ講座</li> </ul>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 趣旨普及および広報

広報おうめ

11月1日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者スマートフォン体験会</li> <li>「介護」を身近に感じよう!</li> <li>寄りませんか「うめカフェ」</li> <li>講座「認知症を学ぼう」</li> <li>出張もの忘れ無料相談会</li> <li>第34回高齢者教養講座合同文化祭</li> <li>最期まであなたらしく生きるために～アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)をはじめてみませんか?～</li> <li>虐待・配偶者暴力防止推進月間</li> <li>みんなで防ごう高齢者虐待</li> </ul>
11月15日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康寿命のび～る教室参加者募集!</li> <li>高齢者向けスマートフォン教室</li> </ul>
12月1日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防リーダー養成講座</li> <li>出張もの忘れ相談会</li> </ul>
12月15日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者向けパソコン教室(インターネット編)</li> <li>青梅市エンディングノート</li> </ul>
1月1日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄りませんか「うめカフェ」</li> <li>高齢者スマートフォン体験会</li> </ul>
1月15日号	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者向けスマートフォン教室</li> </ul>

※令和6年11月1日～令和7年1月末まで

## 地域支援事業等の委託等にかかる進捗状況について

## 1 内容

地域支援事業等における委託契約について、本来、消費税法第6条の規定により非課税であるべきところ、消費税相当分を含んだ契約を行い、消費税相当額を過払いしていたことが、令和5年度中に判明しました。

過払いしていた事業、委託事業者および金額は、次のとおりです。

## (1) 在宅介護支援センター事業運営委託

委託事業者	平成6年度から平成29年度分まで (岩尾会は平成9年度から)
医療法人社団和風会	6,348,713円
医療法人財団岩尾会	5,171,804円
合計額	11,520,517円

## (2) 地域包括支援センター事業運営委託

委託事業者	平成18年度から令和4年度分まで
医療法人社団和風会	43,402,668円
医療法人財団岩尾会	40,574,721円
合計額	83,977,389円

## (3) 認知症初期集中支援チーム事業実施委託

委託事業者	平成29年度から令和4年度分まで
医療法人財団利定会	68,165円

## (4) 「日本版BPSDケアプログラム」人材養成研修の運営委託

委託事業者	令和元年度から令和3年度分まで
株式会社日本能率協会 総合研究所	321,291円

※上記(3)および(4)については既に返還していただいております。

## 2 経緯

令和5年10月に、令和6年度に向けての予算積算を行っている中で疑義が生じ、法令の再確認および税務署への照会を行ったところ、消費税相当額の過払いが判明いたしました。

## 3 対応について

在宅介護支援センター事業運営委託および地域包括支援センター事業運営委託の消費税相当額の過払い分については、現在も返還に至っておりません。

この未返還分につきまして、現在も委託事業者と協議を進めているところです。市としましては、引き続き返還について委託事業者と協議し、進捗状況につきましては今後も適宜御報告をさせていただきます。

## 介護人材対策事業について

## 1 事業概要

介護サービス事業所での人員不足が深刻化するなか、人材確保や介護の仕事の普及啓発を目的とした、介護人材対策事業を実施する。

## 2 学校訪問事業

令和7年2月4日(火)に青梅総合高校の福祉系を選択している定時制の生徒を対象に介護サービス事業所が講師として介護の体験や授業を行った。

## (1) 当日の様子

当日は5名の生徒が参加した。授業内容は「介護保険制度とは?」「脳トレ体操」「パワーアシストスーツ体験」「介護の仕事の資格、給与、やりがい」の4つを実施した。また、市内介護職員へ介護の仕事についたきっかけや魅力等をインタビューした動画をご覧いただいた。

## ア 介護保険制度とは

そもそも介護保険制度や事業所の種別について、理解してもらうために説明を行なった。



## イ 脳トレ体操

デイサービスのレクリエーションの一環として行われている認知機能を高める脳トレを行い、介護の仕事の一部を体験していただいた。



## ウ パワーアシストスーツ体験

膝や腰の負担が大きい介護の仕事でも使用されている「パワーアシストスーツ」を装着し、重いものを持ち上げる際に、負担が軽くなったか体感いただいたうえで介護の現場で人を支えるときの動き等の体験を行った。



## エ 介護の仕事の資格、給与、やりがい

介護の仕事についての他の職種との給与面の比較や資格、補助制度などを説明。合わせて介護の仕事のやりがいや魅力等について解説した。



## (2) アンケート結果

Q1 介護の仕事の内容は伝わりましたか?

よく伝わった…5件 少し伝わった…0件

あまり伝わらなかった…0件 全く伝わらなかった…0件

Q2 介護の制度などは伝わりましたか?

よく伝わった…5件 少し伝わった…0件

あまり伝わらなかった…0件 全く伝わらなかった…0件

Q3 介護の仕事の魅力は伝わりましたか?

よく伝わった…5件 少し伝わった…0件

あまり伝わらなかった…0件 全く伝わらなかった…0件



### (3) 生徒の感想

- ・ パワースーツすごい！
- ・ おせわきつそうだけだの嬉しいな！と思った
- ・ 補助金や手当などの制度を受けられることが印象に残った
- ・ 脳トレおもしろかった

### 3 介護の仕事普及啓発動画

介護の仕事の「内容」「やりがい」「仕事についたきっかけ」などについて市内介護サービス事業所で働く10代～20代の若手介護職員にインタビューを行い、動画を作成し青梅市公式動画チャンネルにて公開している。タイトルは【介護の魅力って！？】青梅で働く若手介護職員にインタビュー！で通常盤（15分）とShortVer.（5分）の2種類を公開中。



#### (1) 「東京の介護ってすばらしいグランプリ2024」の優秀賞受賞

東京都社会福祉協議会が開催している「東京の介護ってすばらしいグランプリ」において動画部門でエントリーし、優秀賞を受賞した。

#### (2) メディアへの掲載

青梅市公式「X」「LINE」「Instagram」、広報おうめ1月15日号、読売新聞多摩版、ジチタイワークスWeb版、ニュースレター「なるほど介護」、ふくむすび

### 4 普及啓発冊子

介護の仕事に対するイメージ向上、理解促進のための取り組みとして、日頃、介護の世界に目を向ける機会が少ない中学生、高校生向けに青梅市オリジナルのリーフレットを作成した。

誰にでも訪れる可能性がある未来に備え、いざというときに慌てないように、高齢者の支援の流れを知っていただき、「介護」を身近に感じていただくこと、また、若い世代の方々が将来就く仕事の一つの選択肢として、介護の仕事を紹介することを目的としている。

今後、介護の業界を知っていただくためのツールの一つとして、中学生、高校生を中心に配付していく。



### 5 今後の人材対策事業の予定

#### (1) 市のイベント等への出展

介護人材対策として介護の仕事の普及啓発を実施する。

#### (2) 普及啓発グッズの作成

オリジナルノベルティグッズを製作し、介護人材対策事業等に参加いただいた方に配布をする。

## 令和 7 年度の新規事業等について

## 1 新規事業

## (1) 長寿ふれあい食堂推進事業

## ア 目的

地域の高齢者の会食および会食を通じた交流の場の開催に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進および多世代交流の促進を図る。

## イ 内容

地域で高齢者が参加できる会食活動を定期的実施する団体に対して、会食事業の開催にかかる経費のほか、高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催や多世代交流機会の確保など孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組、会食事業の立上げに要する経費にかかる補助金を交付する。

## (2) 介護ボランティアポイント事業

## ア 目的

介護ボランティア活動を通して高齢者の生きがいの創出や介護予防を推進するとともに、介護分野での社会参加や就労的活動を推進し、介護人材確保につなげる。

## イ 内容

市内在住の 18 歳以上の方を対象とし、市内の介護施設等にて、お茶くみ、傾聴、レクリエーション、簡易な清掃等のボランティア活動を行った方にボランティアポイントを付与し、貯めたポイント数に応じて商品と交換することができる。

## (3) 認知症サポート検診事業

## ア 目的

認知症に関する正しい知識の普及啓発に合わせて、認知機能検査による認知症の早期発見の機会を提供する。

## イ 内容

市内在住の 70 歳から 75 歳の方を対象とし、希望者に認知症検診を受けていただく。検診の結果、認知症の疑いがある方は地域包括支援センターへ情報共有を行い、さらなる検査を希望した際には、鑑別診断が可能な病院を紹介する。

## (4) 高齢者安心見守り支援事業

## ア 目的

独居高齢者本人や離れて暮らす家族等が安心して日常生活を送ることができるよう支援することにより、独居高齢者の見守り体制を推進する。

## イ 内容

情報通信機能を備えた電球を貸与し、24 時間点灯がなかった場合に、そのことを離れて暮らす家族等に通知する。また、家族が希望する場合には代理訪問を利用することができる。

## 2 拡充事業

## (1) 認知症高齢者位置探索支援サービス事業（GPS の貸与および靴加工料の一部補助）

## ア 目的

在宅の認知症高齢者を介護する家族等に位置探索のための GPS 端末を貸与することにより、認知症高齢者の安全を確保するとともに、介護者の負担を軽減する。

## イ 内容

現状の持ち運ぶタイプの GPS 端末に加え、靴に装着できる GPS の貸与を開始する。また、認知症本人が履き慣れた靴に GPS 機器を装着するための加工料の一部を補助する。